

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 令和 5 年度業務実績評価書（案）

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	
評価対象事業年度	年度評価	令和5年度（第5期）
	中期目標期間	令和5～令和9年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣		厚生労働大臣	
	法人所管部局	社会・援護局障害保健福祉部	担当課、責任者 企画課施設管理室 川島 英紀 室長
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者 政策立案・評価担当参事官室 三村 国雄 参事官
主務大臣			
	法人所管部局		担当課、責任者
	評価点検部局		担当課、責任者

3. 評価の実施に関する事項

4. その他評価に関する重要事項
なし。

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)		(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
評価に至った理由						

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

[illegible]

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調書 No.」欄には、●年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項								
	業務運営の効率化に関する事項	B					2－1	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項								
	財務内容の改善に関する事項	B					3－1	
Ⅳ．その他の事項								
	その他業務運営に関する重要事項	B					4－1	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	自立支援のための取組【重点化項目】		
業務に関連する政策・施策	障害者の地域生活や就労を総合的に支援すること（Ⅷ－1－1）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 1 項
当該項目の重要度、困難度	〈重要度：高、難易度：高〉 ○施設入所利用者の地域移行の推進 ・ 障害者が地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することは、障害者総合支援法の基本理念にも明記されている。のぞみの園は、国で唯一、独立行政法人として運営する重度の知的障害者総合施設であり、先導的に取り組む役割を担っているため、引き続き、施設入所利用者の地域移行を推進するとともに、これまでの実践成果を効果的に情報発信することは重要度が高い。 ・ 移行前の施設入所利用者（令和 4 年 4 月 1 日現在）の平均年齢は、69.3 歳、平均入所期間は、44 年 7 ヶ月、障害支援区分（1～6）の平均は、6.0 であり、重度の知的障害かつ高齢・長期の入所者が多くを占めており、地域移行に関しては、保護者の理解が不可欠である。また、加齢に伴い、身体や認知等の機能低下・重症化が顕著である入所者が増加しており、これらの者には、医療的ケアが日常的に必要ななど、特別な支援が必要な者も多く、受入れ可能な移行先事業所が限定されることから、難易度が高い。 ○高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援 ・ 知的障害者の高齢化の問題は、今後、全国の障害者支援施設においても大きな課題になるものと考えられることから、移行前の施設入所利用者の平均年齢が約 70 歳、認知症を発症している施設入所利用者が約 2 割、医療的ケアが日常的に必要な者の割合が約 3 割となっているのぞみの園で、全国に先行して実践し、情報発信することは重要度が高い。 ○著しい行動障害を有する者等への支援 ・ 著しい行動障害を有する者等は、重度の知的障害に A S D（自閉スペクトラム症）を合併している場合が多く、地域での受入れに当たり課題を抱えていることが多い場合があることから、地域での支援が進むようにモデル的支援の構築が必要である。モデル的支援を構築し普及することによって、障害の程度によらず、障害者が地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することは、重要度が高い。 ・ これまでのぞみの園が行ってきた取組状況によると、著しい行動障害等を有する者については、地域で受け入れる施設等がないケースや、受け入れてはいるものの今後の支援方針が定まらず支援者が疲弊しているケースが多く、支援が困難となっている。また、社会的不適応・問題行動があり矯正施設等を経由して入所する者は、知的障害のみならず、発達障害、精神障害を	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

	併せ持つなど、複雑で多岐にわたる課題を抱えているため、きめ細かな支援が必要なケースが多く、その支援に当たっては、福祉サービスだけでなく、刑務所、保護観察所、保護司及び地域生活定着支援センター等の関係機関等との連携が必要となる。さらに、その対応については医療・福祉の両面から支援をすることが必要であり、本人の特性を考慮した個別対応をはじめ、期間を設定して課題を整理・改善し、地域での生活を実現させることは多くの困難が想定される。このため、難易度が高い。		
--	---	--	--

2. 主要な経年データ															
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度				5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
地域移行した者の 数（計画値）	毎年度2人 以上	－	2人以上							予算額（千円）	1,736,940				
地域移行した者の 数（実績値）	－	2人 （第4期中期目 標期間平均値） 0人 （令和4年度）	10人							決算額（千円）	1,786,425				
達成度	－	－	500%							経常費用（千円）	1,628,200				
地域生活体験実 施日数（計画値）	年間300日 以上	－	300日以上							経常利益（千円）	89,695				
地域生活体験実 施日数（実績値）	－	314日 （第4期中期目 標期間平均値）	968日							従事人員数	161				
達成度	－	－	323%												
各寮における 説明会開催数 （計画値）	毎年度各寮 1回以上	－	1回以上												
各寮における 説明会開催数 （実績値）	－	1回 （令和4年度）	1回												
達成度	－	－	100%												
著しい行動障害 を有する者等の 受入数（計画値）	毎年度25人 以上	－	25人以上												
著しい行動障害 を有する者等の 受入数（実績値）	－	15人 （第4中期目標期間 平均値）	28人												
達成度	－	－	112%												

	受入後３年以内に地域移行した割合（計画値）	90％以上	—	90％以上												
	受入後３年以内に地域移行した割合（実績値）	—	89％ （第４期中期目標期間平均値）	100％												
	達成度	—	—	111％												
	医療的ケア者の受入数（計画値）	第５期中期目標期間中計 20 人	—	2 人												
	医療的ケア者の受入数（実績値）	—	（令和５年度から）	0 人												
	達成度	—	—	0％												
	受入後３年以内に地域移行した割合（計画値）	80％以上	—	80％以上												
	受入後３年以内に地域移行した割合（実績値）	—	（令和５年度から）	—												
	達成度	—	—	—												

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	1 自立支援のための取組 障害者の自立支援の観点から、施設入所から地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することが重要である。このため、以下の事項を実施すること。	1 自立支援のための取組	1 自立支援のための取組	<主な定量的指標> ・地域移行者数 ・地域生活体験の実施日数 ・保護者懇談会等での説明回数 ・著しい行動障害を有する者等の受入数 ・著しい行動障害を有する者等の地域移行率 ・医療的ケア者の受入数	<主要な業務実績>	<評価と根拠> 評価：A ○地域移行への取組については、利用者の平均年齢が令和５年度末に 70 歳を超えることとなり、年々加齢による身体機能の低下・重症化が進行、保護者も高齢化（又は死亡）の状況にある。また、施設入所期間が長くなり出身自治体と疎遠となりつつある状況にもあることから、のぞみの園での環境において、生活を継	【評価】 <評価に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項> （外部有識者からの主な意見）

	（１） 重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、移行前の施設入所利用者の地域への移行を引き続き推進していくこと。支援に当たっては、引き続き、地域生活体験の実施や保護者懇談会等の開催などを行うことにより、円滑な地域移行に努めること。 なお、移行前の施設入所利用者の重度・高齢化が顕著となる中で、受入れ環境が整わず出身地への地域移行が困難な状況となっている場合であっても、施設入所を継続するのではなく、地域で日常生活又は社会生活を営むことができるよう努めること。 また、施設入所利用者の地域生活移行は、全国の障害者支援施設に共通する課題であり、取組の	（１）重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、移行前の施設入所利用者の地域への移行を引き続き推進していく。支援に当たっては、引き続き、地域生活体験の実施や保護者懇談会等の開催などを行うことにより、円滑な地域移行に努める。 なお、これまで保護者・親族のいる出身地等への地域移行を原則として取組を進めてきたが、移行前の施設入所利用者本人の重度・高齢化により、①本人状態の悪化、②保護者の死亡等による身元引受人の不在、③受入れ可能な事業所等の不足等、出身地等への地域移行が年々厳しくなっていることから、のぞみの園が設置・運営する重度・高齢に対応するグ	（１） 重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、移行前の施設入所利用者の地域への移行を引き続き推進していく。支援に当たっては、引き続き、地域生活体験の実施や保護者懇談会等の開催などを行うことにより、円滑な地域移行に努める。 なお、これまで保護者・親族のいる出身地等への地域移行を原則として取組を進めてきたが、移行前の施設入所利用者本人の重度・高齢化により、①本人状態の悪化、②保護者の死亡等による身元引受人の不在、③受入れ可能な事業所等の不足等、出身地等への地域移行が年々厳しくなっていることから、のぞみの園が設置・運営する重度・高齢に対応す	・医療的ケア者の地域移行率 ＜その他の指標＞ ・地域移行者のフォローアップ率 ＜評価の視点＞ ・モデル的支援を行うことにより、施設入所利用者の地域への移行を推進しているか。	（１）施設入所利用者の地域移行の推進 移行前の施設入所利用者（令和６年３月３１日現在）の平均年齢は、70.7歳、平均入所期間は、45年７ヵ月、障害支援区分（１～６）の平均は、6.0であり、重度の知的障害かつ高齢・長期の入所者が多くを占めており、地域移行に関しては、保護者の理解が不可欠である。また、加齢に伴い、身体や認知等の機能低下・重症化が顕著である入所者が増加しており、医療的ケアが日常的に必要ななどの特別な支援が必要な利用者も多く、受入れ可能な移行先事業所も限定されるところである。 このような状況の中、令和５年度においては、入所利用者の地域移行の実績は１０人と目標（毎年度２人以上）を大きく上回った。 これは、令和４年度から継続して、日中サービス支援型グループホームへの移行に向けて、日中の体験や宿泊による体験のプログラムを通じて、利用者本人の意思形成を行う中、言葉だけではなく表情や態度、身振り手振りを含めた意思の表出を汲み取り、複数の関係者（家族含む）が関わり意思の確認を行い、また、体験の様子を保護者に見学していただき、同意が得られた９人の方が日中サービス支援型グループホームへの地域移行に繋がった。その他１人の方は、のぞみの園が運営する２カ所のグループホームで宿泊体験を実施し、利用者の意思確認を行いながら地域移行に繋がった。 地域移行の取組みについては、本人及び家族の同意のもとに実施することを原則としており、保護者懇談会や入所利用者への面会の機会を利用して、グループホームでの暮らしや出身自治体の受入れ先状況等を説明し、理解を求めてきた。 令和５年度の保護者懇談会については、感染症対策を講じた上で通常通り対面で実施することができた。また、来園することが難しい保護者に対してはオンラインを活用するといった工夫を図ることで、全ての寮（７ヵ寮（施設入所利用者寮））で開催することができた。保護者懇談会を通じて、グループホームの様子や出身自治体の受入先状況などをお伝えするとともに、保護者からは日中サービス支援型グループホームの運営に関することや利用料についての関心が寄せられた。また、保護者懇談会終了後に希望される保護者の方へグループホームの見学を実施し、実際の生活の場を見ていただいた。 入所利用者への直接の面会については、令和４年度に引き続き、新	続してほしい旨を求める利用者や保護者の意向も強く、そうした家族の意思を尊重すると、地域移行の同意を得ることは年を追うごとに難しくなっている状況にある。 さらに利用者は、認知症の発症、身体の機能低下、日常的に医療的ケアが必要な者が多く、受入先の確保では、介護度の高さや、医療的ケアの対応未整備を理由とした受入れの困難度も年々増してきている。 このような状況の中でも、令和５年度は保護者懇談会について、感染予防対策を行い、対面による開催をしたほか、来園することが難しい保護者に対してはオンラインを活用することで全ての寮（７ヵ寮）で開催することができた。また、オンラインでは当法人グループホームの生活の様子を動画作成し、保護者に伝えるといった工夫を図ったことにより、保護者からはグループホームの運営に関することなどについての関心が寄せられた。また、希望者にはグループホームを見学していただいた。 地域移行に向けては、保護者等家族に対して働きかけを行い、本人・家族の意思確認で同意を得られた者に対しては宿泊体験や日中体験（目標３００日：実績 968 日）等を積極的にを行い、令和５年度の地域移行の実績は 10 人となった。この内、9 人は令和４年度からの日中サービス支援型グ	
--	--	--	---	---	--	---	--

	推進を図るためにも、これまでのぞみの園で実践してきた地域移行までのプロセスの効果的な情報発信に取り組むこと。 〈重要度：高、難易度：高〉 - 障害者が地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することは、障害者総合支援法の基本理念にも明記されている。のぞみの園は、国で唯一、独立行政法人として運営する重度の知的障害者総合施設であり、先導的に取り組む役割を担っているため、引き続き、施設入所利用者の地域移行を推進するとともに、これまでの実践成果を効果的に情報発信することは重要度が高い目標である。 - 移行前の施設入所利用者（令和4年4月1日現在）の平均年齢は、69.3歳、平均入所期間は、44年7ヵ月、障害支援区分（1～6）の平均は、6.0であり、重度の知的障害か	ループホームでの地域生活を移行先の選択肢として積極的に提示する。 〈具体的な取組〉 ① 地域移行のプロセス ア 本人の意向確認、保護者等からの同意 a 意思決定支援 - 自ら意思を伝えようとする意欲が育つよう、本人の意思が尊重された地域生活体験を積み重ねられるよう努める。 - のぞみの園のグループホームへの見学等の機会を通じて、本人の意向の把握を行う。 b 保護者等からの同意 - 保護者懇談会等の機会を活用して、グループホームでの暮らし方や出身自治体の受入れ先の状況等を説明 - 保護者に向けた通信にて、地域移行者の状況を掲載 - 地域移行者の現在の暮らしぶりを映像・写真等で見える化して紹介するなど	るグループホームでの地域生活を移行先の選択肢として積極的に提示する。 〈具体的な取組〉 ① 地域移行のプロセス ア 本人の意向確認、保護者等からの同意 a 意思決定支援 - 自ら意思を伝えようとする意欲が育つよう、本人の意思が尊重された地域生活体験を積み重ねられるよう努める。 - のぞみの園のグループホームへの見学等の機会を通じて、本人の意向の把握を行う。 b 保護者等からの同意 - 保護者懇談会等の機会を活用して、グループホームでの暮らし方や出身自治体の受入れ先の状況等を説明 - 保護者に向けた通信にて、地域移行者の状況を掲載 - 地域移行者の現在の暮らしぶりを映像・写真等で見える化して紹介するな	型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で、御休み処やゲストハウスでの面会のほか、オンラインを活用した個別面会等を実施することで、入所利用者の生活の様子等を知っていただくことができた。 次に、受入れ先の確保としては、施設入所期間が長くなり出身自治体と疎遠になりつつある利用者が多い中、本人及び家族の意思を尊重し、また、高齢化等により、年々、介護度や医療的ケア等の支援技術が必要となってきたことから、出身自治体等の障害者支援施設やグループホーム、介護保険施設、のぞみの園が運営するグループホームなど、選択肢を多くし、本人に合った受け入れ先の確保に努めている。また、地域移行にあたっては、本人の支援方法等を記載したサポートブック「〇〇さんの支援について」を利用者ごとに作成して情報提供しており、令和5年度からは新たに支援風景の写真も盛り込んでより分かりやすくなるよう改善した。さらに、必要に応じて担当職員を事業所等に派遣するなどにより、丁寧な説明に努めた。 施設利用者の出身市区町村に対しては、入所利用者の地域移行について、随時、本人の情報を伝えるなど情報交換した。 ・移行先自治体等との調整 161回 1区3市1町 うち、事業所との調整 142回 地域生活体験（宿泊体験・日中体験）の取組としては、当法人のグループホーム及び通所生活介護事業所の利用や買い物体験等を実施していただき、本人の思いの確認やニーズの把握に努めた。また、令和5年度は、日中サービス支援型グループホームでの宿泊体験を積極的に実施（9人）したこともあり、延べ968日と、目標（年間300日以上）を大きく上回った。 ・宿泊体験 16人 409日 ・日中体験（グループホーム） 31人 366日 日中体験（買物地域体験） 193人 193日 地域移行した入所利用者のフォローアップについては、対象者114人に対して電話等で連絡を行い実施した。このうち、訪問によるフォローアップについては、令和5年度は7人（令和2年度～4年度訪問対象者であったが、新型コロナウイルス感染症から未実施者）を対象とし、実施した。 ○ 日中サービス支援型共同生活援助を開所(令和5年4月)した。入居した利用者は、地域移行した施設入所利用者であり、今後も加齢に伴う機能低下、重度化の進展が予想される。地域移行後の生活環境の確保に向け、高齢・重度知的障害者の地域生活をどのように支えるかについて、生活の場での活動、日中活動の場などを通じその在り方を構築するための地域生活モデルに関する検討会を令和5年8月に立ち上げ（令和5年8月から開催しており）、年度内に6回実施した。検討会では、共同生活援助、日中活動を主な課題とし、加齢に伴う機能低下、重度化を見据えた体制作りの他、移動支援、訪問看護などの	ループホームへの移行に向けて、日中の体験や宿泊による体験のプログラムを通じて、利用者本人の意思形成を行う中、言葉だけではなく表情や態度、身振り手振りを含めた意思の表出を汲み取り、複数の関係者（家族含む）が関わり意思の確認を行い、保護者に対してはパンフレットの作成や見学会の実施などに積極的に取り組んだことから地域移行に繋がった。 また、地域移行に向けた当法人の取組みとして、利用者の支援方法等を記載したサポートブック「〇〇さんの支援について」を利用者ごとに作成し地域移行後の事業所等に情報提供しているが、令和5年度からは新たに支援風景の写真も盛り込んだところであり、地域移行後の事業所等の職員にとってより分かりやすくなるよう改善した。さらに、必要に応じて担当職員を事業所等に派遣するなど、丁寧な説明にも努めた。 地域移行者のフォローアップについては、電話連絡等（114人）によるフォローアップを実施した。 令和5年度新たに開所した日中サービス支援型共同生活援助では、地域移行後の生活環境の確保に向け、高齢・重度知的障害者の地域生活をどのように支えるかについて、生活の場での活動、日中活動の場などを通じその在り方を構築するための地域生活モデルに関する検討会を令和5年8	
--	---	---	--	--	---	--

	つ高齢・長期の入所者が多くを占めており、地域移行に関しては、保護者の理解が不可欠である。また、加齢に伴い、身体や認知等の機能低下・重症化が顕著である入所者が増加しており、これらの者には、医療的ケアが日常的に必要となるなど、特別な支援が必要な者も多く、受入れ可能な移行先事業所が限定されることから、難易度が高い目標である。	により、保護者等からの同意が得られるよう努める。 イ 地域生活体験の実施 のぞみの園のグループホームでの宿泊体験等を通じて、本人の意向の最終確認や移行に関しての配慮事項の把握を行うとともに、地域での生活スキルを身につけ社会的スキルの向上を図る。 ウ 移行先自治体等との調整 移行前の施設入所利用者の出身市区町村、事業所等に対して、本人の状態等の情報共有を行うほか、必要に応じて事業所等の訪問や職員と面談を行うなどの移行に向けた調整を実施する。 エ 地域移行者のフォローアップの実施 移行先事業所と連携して地域生活の定着を図るためのフォローアップを実施する。 ② 日中サービス支援型グループホームの設置・運営 移行前の施設入所利用者の地域移行	どにより、保護者等からの同意が得られるよう努める。 イ 地域生活体験の実施 のぞみの園のグループホームでの宿泊体験等を通じて、本人の意向の最終確認や移行に関しての配慮事項の把握を行うとともに、地域での生活スキルを身につけ社会的スキルの向上を図る。 ウ 移行先自治体等との調整 移行前の施設入所利用者の出身市区町村、事業所等に対して、本人の状態等の情報共有を行うほか、必要に応じて事業所等の訪問や職員と面談を行うなどの移行に向けた調整を実施する。 エ 地域移行者のフォローアップの実施 移行先事業所と連携して地域生活の定着を図るためのフォローアップを実施する。 ② 日中サービス支援型グループホームの設置・運営 移行前の施設入所利用者の地域移行	各地域サービスの活用を含めた検討を行い、必要に応じて地域サービスの利用を行った。 検討会については、令和6年度も引き続き実施することとしており、結果については情報発信していく予定。 ○ のぞみの園の地域移行の取組状況については、保護者に対しては地域移行通信で、全国の知的障害者支援施設等に対しては、ニュースレターを活用して情報発信を行った。	月に立ち上げ（令和5年8月から開催しており）、令和6年度も引き続き検討を進める予定である。	
--	---	---	--	---	--	--

		して既設の介護包括型グループホームを活用する。また、日中サービス支援型グループホームを設置・運営し、加齢に伴い機能低下・重症化が顕著であり、特別の支援が必要な者に対する地域生活モデルの構築に取り組む。 ③ 情報発信の実施 全国の障害者支援施設における施設入所利用者の地域生活移行の取組の参考となるよう、のぞみの園における地域移行に至る取組状況について、ホームページやニュースレター等により地方自治体や全国の障害者支援施設等への情報発信を行う。	先として既設の介護包括型グループホームを活用する。また、日中サービス支援型グループホームを設置・運営し、加齢に伴い機能低下・重症化が顕著であり、特別の支援が必要な者に対する地域生活モデルの構築に取り組む。 ③ 情報発信の実施 全国の障害者支援施設における施設入所利用者の地域生活移行の取組の参考となるよう、のぞみの園における地域移行に至る取組状況について、ホームページやニュースレター等により地方自治体や全国の障害者支援施設等への情報発信を行う。				
	(2) 高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践すること。支援に当たっては、身体機能の低下が著しい者、医療的ケアが日常的に必要な者及び認知症を発症した者も多いことから、医療との連携を重視しながら、機能低下に対する予防的な	(2) 高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践する。支援に当たっては、認知症を発症した者、身体機能の低下が著しい者及び医療的ケアが日常的に必要な者も多いことから、医療との連携を重視しながら、機能低下に対する予防的なケアに取り組むとともに、生	(2) 高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践する。支援に当たっては、認知症を発症した者、身体機能の低下が著しい者及び医療的ケアが日常的に必要な者も多いことから、医療との連携を重視しながら、機能低下に対する予防的な	・高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践しているか。	(2) 高齢の施設入所利用者に対する支援 ○ 機能低下の著しい高齢知的障害者等への支援については、診療所と日常的に連携を図り看護師による喀痰吸引、経鼻経管や胃瘻等への栄養剤の注入を行っている他、作業療法士の訪問による、口腔器官の動きと動きに関わる筋肉を働かすためのマッサージ等を行っている。 ○ 医療と福祉の連携による施設入所利用者への支援の強化を図るため、令和5年10月に「診療所改革プロジェクト」を立ち上げ、医療的配慮グループ生活寮への看護師配置や、定期的な各寮への看護師の訪問による利用者の健康管理等について、令和6年度からの実施を目指し、検討を重ねた。 ○ 高齢知的障害者への専門性の高い支援として診療所の理学療法士や作業療法士等との連携による身体機能低下の予防を目的とした日中活動を生活寮において実施している。令和5年度は文化的日中活動（意欲や気力の低下を予防するための活動（手芸・創作活動・園芸・	○高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援の実践については、診療所と日々連携を図り、看護師による喀痰吸引、経鼻経管や胃瘻等への栄養剤の注入を行っている他、作業療法士の訪問による口腔器官の動きと動きに関わる筋肉を働かすためのマッサージ等に取り組んでいる。また、診療所の理学療法士や作業療法士等との連携による身体機能低下の予防を目的とした日中活動を生活寮において	

	ケアに取り組むとともに、生活環境の配慮に努めること。また、疾病に罹患した者への治療や、認知症を発症した者へのケア、医療的ケアが日常的に必要な者への適切な支援の提供など、重度・高齢化の進展を踏まえ、生命維持・健康管理のための支援の在り方を改めて検討し、医療と福祉が密接に連携した環境整備を図ること。 さらに、重度・高齢化が顕著となっているのぞみの園において、住み慣れた場所・環境で最期を迎える「ターミナルケア」を実践するとともに、そのノウハウについて全国の障害者支援施設への情報発信に取り組むこと。 〈重要度：高〉 知的障害者の高齢化の問題は、今後、全国の障害者支援施設においても大きな課題になるものと考えられることから、移行前の施設入所利用者の平均年齢が約 70	活環境の配慮に努める。また、疾病に罹患した者への治療や、認知症を発症した者へのケア、医療的ケアが日常的に必要な者への適切な支援の提供など、重度・高齢化の進展を踏まえ、生命維持・健康管理のための支援の在り方を改めて検討し、医療と福祉が密接に連携した環境を整備する。 さらに、重度・高齢化が顕著となっているのぞみの園において、住み慣れた場所・環境で最期を迎える「ターミナルケア」を実践するとともに、そのノウハウについて全国の障害者支援施設への情報発信に取り組む。 〈具体的な取組〉 ① 医療と福祉の連携による重度・高齢化が進む施設入所利用者への支援の強化 身体機能の低下が著しい者、医療的ケアが日常的に必要な者及び認知症を	ケアに取り組むとともに、生活環境の配慮に努める。また、疾病に罹患した者への治療や、認知症を発症した者へのケア、医療的ケアが日常的に必要な者への適切な支援の提供など、重度・高齢化の進展を踏まえ、生命維持・健康管理のための支援の在り方を改めて検討し、医療と福祉が密接に連携した環境を整備する。 さらに、重度・高齢化が顕著となっているのぞみの園において、住み慣れた場所・環境で最期を迎える「ターミナルケア」を実践するとともに、そのノウハウについて全国の障害者支援施設への情報発信に取り組む。 〈具体的な取組〉 ① 医療と福祉の連携による重度・高齢化が進む施設入所利用者への支援の強化 身体機能の低下が著しい者、医療的ケアが日常的に必要な者及び認	音楽鑑賞等)) とリハビリ的日中活動（機能低下を予防するため、リハビリの一環としての活動（歩行・足浴・唾液腺マッサージ等))）を利用者一人あたり一月に平均6回以上実施した。 ○ 高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践するため、法人内に4つの研究班を設置し、実践事例の精査検討を行った。 ① 支援プログラム班 身体機能の低下が著しい者及び医療的ケアが日常的に必要な者に対する実践事例について精査し支援プログラムについて検討した。 ② 認知症研究班 認知症を発症している施設入所利用者について BPSD ケアプログラムの実践を行い、PDCA サイクルを活用し検証を行った。 ③ 機能低下班 施設入所利用者の食形態の変化について研究した。 ④ ターミナルケア班 ターミナルケアの事例の精査・検討を行い、令和6年度からターミナルケアプロジェクトチーム(看取りの考え方や、利用者、利用者以外（家族等) の意思確認、職員へのケア等、高齢化が顕著となった法人利用者の看取りにおける体制づくりを検討、構築、実践するとともに、そのノウハウを全国の障害者支援施設への情報発信に取り組むためのチーム)と連携できる体制づくりを行った。 ○ 施設入所利用者の重度・高齢化が顕著となってきたことから、それぞれの利用者が、住み慣れた場所・環境で最期を迎えることができるよう「ターミナルケア」についての検討を重ね、実践に取り組んだ。 具体的には、ターミナルケアシステムの検討、ACP(人生会議)システムの構築、ACP 委員会設置要領の作成、ターミナルケアに関する公認心理師も交えたメンタルヘルス対策の仕組みづくりの検討、サポートブックの導入、外部医療機関の検討（訪問医療、訪問看護、訪問リハ、訪問歯科）、ターミナルケアに関する研修のほか、ターミナルケアの実践事例1件(あかしあ寮)を行った。 ○ 救急救命講習会や褥瘡予防の職員研修会については、コロナ禍前に行っていた実技での実施を再開するなど職員の専門性の向上に努めた。また、高齢知的障害者への効果的な支援を提供するため、車椅子操作方法等や移乗介助の基礎知識、褥瘡予防についての介護技術講習会を行った。さらに、感染症予防対策として、令和4年度に引き続きガウンテクニック研修会（動画配信 7/5～7/18）を実施した。 ○ 救命救急講習会については、のぞみの園診療所の看護師や理学療法士を講師として開催している。各入所者寮と同じ敷地内に設置される診療所の専門職を十分に活用することで、開催頻度を高めた講習会の毎月原則開催を可能としており、その結果、より多くの支援者が受講できる体制となることで、高齢化にある当施設入所者に対する専	実施している。 施設入所利用者の重度・高齢化が顕著となってきたことを踏まえ、それぞれの利用者が、住み慣れた場所・環境で最期を迎えることができるよう ACP(人生会議)システムの構築や ターミナルケアに関する公認心理師も交えたメンタルヘルス対策の仕組みづくりなどの「ターミナルケア」についての検討を重ね、実践にも取り組んだ。 職員の専門性の向上に向けては、各種研修会や講習会について診療所の看護師や理学療法士を講師として開催している。各入所者寮と同じ敷地内に設置される診療所の専門職が講師となることから、頻度高い講習会の開催が可能となり、より多くの支援者が受講でき、高齢化にある当施設入所者に対する専門性の高い適切な支援に直結させている。 支援の実践等については、他の障害者支援施設・事業所が活用できるようニュースレターの発行などにより情報提供を行い、普及に努めた。	
--	--	--	--	--	--	--

	歳、認知症を発症している施設入所利用者が約2割、医療的ケアが日常的に必要な者の割合が約3割となっているのぞみの園で、全国に先行して実践し、情報発信することは重要度が高い目標である。	発症した者など、重度・高齢化が顕著となっている現状を踏まえ、効果的な支援の在り方や人員体制等を検証し、全国の障害者支援施設等への支援モデルを提供する。 ア 生活寮への定期的な看護師訪問による健康管理 イ 医療的配慮グループ生活寮への看護師配置又はたん吸引等従事者の配置による医療的ケアが日常的に必要な者への対応 ウ 理学療法士等による生活寮への訪問リハビリの提供 エ 認知症罹患者に対する、効率的なアセスメントを活用した支援の提供 ② 効果的な日中活動の提供 重度・高齢が進む施設入所利用者に対して、身体等の機能低下を予防するためにリハビリ等の内容を取り入れた日中活動を提供する。また、意欲や気力の低下を予防するために文化的な活動を取り入れた日中活動を提供する。	知症を発症した者など、重度・高齢化が顕著となっている現状を踏まえ、効果的な支援の在り方や人員体制等を検証し、全国の障害者支援施設等への支援モデルを提供する。 ア 生活寮への定期的な看護師訪問による健康管理 イ 医療的配慮グループ生活寮への看護師配置又はたん吸引等従事者の配置による医療的ケアが日常的に必要な者への対応 ウ 理学療法士等による生活寮への訪問リハビリの提供 エ 認知症罹患者に対する、効率的なアセスメントを活用した支援の提供 ② 効果的な日中活動の提供 重度・高齢が進む施設入所利用者に対して、身体等の機能低下を予防するためにリハビリ等の内容を取り入れた日中活動を提供する。また、意欲や気力の低下を予防するために文化的な活動を取り入れた日中活動を提供する。	門性の高い適切な支援に直結するよう努めている。 ※高齢知的障害者支援の職員研修会 ・救急救命講習会 12回 ・高齢者支援研修会 4回 ・介護技術講習会 3回（褥瘡予防の職員研修会1回を含む） 支援の実践等については、他の障害者支援施設・事業所が活用できるようニュースレターの発行や、障害者支援施設等からの見学者を受入れた。		
--	---	--	---	--	--	--

		ア 公認心理師による心理検査等で精神機能等の低下の状態把握と、予防のための支援プログラムの作成 イ 理学療法士による健康増進の指導や、生活寮への定期的な訪問リハビリの提供 ウ 作業療法士による生活寮への定期的な訪問による作業指導 ③ ニーズに対応した生活環境の整備 重度・高齢化が進む施設入所利用者の状態に応じて、心身機能に配慮した生活環境の改善を図る。 また、ターミナルケアの観点から、個々のニーズを考慮した生活環境の在り方を検討する。 ④ 専門性の向上等 ア 高齢知的障害者への効果的な支援を提供するため、職員研修会の機会を設け、のぞみの園職員の高齢知的障害者支援に関する専門性の向上を図る。 イ ターミナルケ	る。 ア 公認心理師による心理検査等で精神機能等の低下の状態把握と、予防のための支援プログラムの作成 イ 理学療法士による健康増進の指導や、生活寮への定期的な訪問リハビリの提供 ウ 作業療法士による生活寮への定期的な訪問による作業指導 ③ ニーズに対応した生活環境の整備 重度・高齢化が進む施設入所利用者の状態に応じて、心身機能に配慮した生活環境の改善を図る。 また、ターミナルケアの観点から、個々のニーズを考慮した生活環境の在り方を検討する。 ④ 専門性の向上等 ア 高齢知的障害者への効果的な支援を提供するため、職員研修会の機会を設け、のぞみの園職員の高齢知的障害者支援に関する専門性の向上を図る。 イ ターミナルケ				
--	--	--	--	--	--	--	--

	（３）主に知的障害・発達障害を起因とする著しい行動障害や社会的不適応・問題行動等があり、地域生活を営むことが困難な者（以下「著しい行動障害を有する者等」という。）のほか、日常的に医療的ケアも必要になったために障害者支援施設等から退所せざるを得ない知的障害者等（以下「医療的ケアが必要になった者」という。）を引き続き有期限で受け入れ、モデル的支援として拡充を図ること。支援に当たっては、本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成するなど、きめ細かな対応に努めること。 また、現に地域の施設・事業所等で受入れているが、本人の特性等に合わない支援が継続することにより行動障害等が激しくなることが全国で課題となっている。 のぞみの園におい	アの担当職員に対し、公認心理師による心理的ケアを実施する。 （３）主に知的障害・発達障害を起因とする著しい行動障害や社会的不適応・問題行動等があり、地域生活を営むことが困難な者（以下「著しい行動障害を有する者等」という。）のほか、日常的に医療的ケアも必要になったために障害者支援施設等から退所せざるを得ない知的障害者等（以下「医療的ケアが必要になった者」という。）を引き続き有期限で受け入れ、モデル的支援として拡充を図る。支援に当たっては、本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成するなど、きめ細かな対応に努める。 また、のぞみの園において適切なアセスメントに基づいた環境調整、医療と福祉の効果的な連携など、短期・集中的な支援を行い、併せて地域の施設・事業所等へ必要な支援を示す。	アの担当職員に対し、公認心理師による心理的ケアを実施する。 （３）主に知的障害・発達障害を起因とする著しい行動障害や社会的不適応・問題行動等があり、地域生活を営むことが困難な者（以下「著しい行動障害を有する者等」という。）のほか、日常的に医療的ケアも必要になったために障害者支援施設等から退所せざるを得ない知的障害者等（以下「医療的ケアが必要になった者」という。）を引き続き有期限で受け入れ、モデル的支援として拡充を図る。支援に当たっては、本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成するなど、きめ細かな対応に努める。 また、のぞみの園において適切なアセスメントに基づいた環境調整、医療と福祉の効果的な連携など、短期・集中的な支援を行い、併せて地域の施設・事業所等へ必要な支援を示す。	・著しい行動障害を有する者等及び医療的ケアが必要になった者について、モデル的支援として拡充を図り、支援にあたっては、本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成するなど、きめ細かな対応に努めているか。	（３）著しい行動障害を有する者等及び医療的ケアが必要になった者への支援 ○著しい行動障害を有する者等への支援 他者に対する暴力行為、器物破損行為、自傷行為、拒食、異食、奇声、弄便行為等の著しい行動障害がある利用者に加え、行動障害があり且つ多様な医療との連携が必要な利用者（自傷による網膜剥離の恐れや皮膚潰瘍等）も受入れている。これら地域での支援が困難な障害者は、重度知的障害に加え自閉症を併せ持つ人が多いため、当法人では自閉症の障害特性を踏まえたうえで本人のアセスメントを適切に行い、支援プログラムを作成して支援にあたっている。 また、矯正施設を退所した利用者は知的障害の他、発達障害や精神疾患を併せ持ち、家族関係、経済基盤が脆弱であることから、その生育歴、犯罪歴などに照らして、入念なアセスメントと手厚い支援体制の構築が必要となる。このため、支援にあたっては当法人のみならず、行政・福祉・医療などの様々な関係機関との連携・協力を得て、個人ごとの支援チームを作り、チームで支える仕組みを構築し、関係機関とともに取り組んだ。 さらに、令和６年１月１日に発生した能登半島地震において、被災した施設の利用者１０人を厚生労働省の要請により有期限の施設入所利用者として受け入れた。受け入れた利用者は、近隣施設では受け入れが難しい重度知的障害の利用者（行動障害）であったことから、のぞみの園で受け入れることとなった。受け入れにあたっては、２月１５日から１６日にかけて、のぞみの園の職員を現地へ派遣し、厚生労働省、石川県及び施設の職員と、利用者の生活環境の確認や利用者との面会、施設の被災状況、受け入れにあたっての調整などを行った。被災施設は、建物の損壊、地盤沈下のほか断水も続いており、復旧の見通しが立っていない状況であった。 また、受け入れをスムーズに行うため、のぞみの園と関係者でオンラインによる会議を重ね３月１２日に受け入れを行った。受入れ後も関係者で利用者の状況等についての会議を開催するほか、利用者の様子を保護者に電話等で連絡するなど、利用者やそのご家族、関係者の安心安全に努めている。 なお、支援にあたっては、精神科だけではなく利用者によっては内科、皮膚科、眼科、歯科等の医療機関とも連携している。 令和５年度については、２８人（うち、被災利用者１０人）を受け入れ（年度計画の目標：２５人）、３年以内の移行を目指して個々にあったプログラムを作成して支援を行っている。 のぞみの園ではこれらの利用者に対し、障害特性を踏まえた効果的	○著しい行動障害を有する者等の受入れ要請が年々増加している状況に應えるため、令和５年度においても、他害、自傷、器物破損行為等により、他機関や事業所において受入れを拒否され、行き先がなくなった支援困難な重度知的障害者について、受入れを行った。支援方法としては自閉症の特性を踏まえ、利用者が安心して理解しやすいような環境設定を行うとともに、日中活動を中心に生活のリズムを整えることで穏やかな生活が送れるよう取り組んだ。 矯正施設を退所した知的障害者の受入れについては、矯正施設に入所しているうちに利用者との面談を行い、アセスメントをとることに加え、対象者から直接話しを聞くことで大まかなロードマップを描きながら、関係機関と連携し受け入れた。 また、令和６年１月１日に発生した能登半島地震において、被災した施設の利用者のうち、近隣施設では受け入れが難しい重度知的障害の利用者（行動障害）について、避難が困難な状況であったことから、厚生労働省の要請により受け入れを行った。 総計では令和４年度を上回る２８人を受け入れた。新型コロナウイルス感染症が５類移行後も各事業所の感染状況の	
--	--	--	--	--	---	---	--

て適切なアセスメントに基づいた環境調整、医療と福祉の効果的な連携など、短期・集中的な支援を行い、併せて地域の施設・事業所等へ必要な支援を示すこと。				な支援を行った結果、13 人の方が行動障害等の改善が見られ退所し、グループホームや施設等に移行した。利用者の障害特性から、受入れに難色を示す事業所が多い中、関係機関と密に連携して受入先の確保に取り組むことにより、13 人全員が受入後 3 年以内の移行となった。	影響を受ける中で、訪問調査や会議については、オンラインを活用するとともに、現地での本人面会や関係者との会議では感染防止対策を徹底し実施したことで、28 人を受け入れることができた。特に、能登半島地震における被災者の受け入れについては、職員を現地に派遣し、被災状況や利用者の状況把握に努めたことやオンラインを活用して受入れまでに会議を重ねたことが、スムーズな受入れに繋がったと考えている。
〈重要度：高、難易度：高〉	〈具体的な取組〉	〈具体的な取組〉		（参考）受け入れた利用者の内訳	地域移行については、移行前訪問における環境調整、移行前の現場で支援の引継ぎを丁寧に行い、13 人を移行させることができた。また、移行先の施設職員 19 名を実務研修として受入れ、実際の支援現場で支援方法や環境設定等を実感していただき、スムーズな受入れに努めた。移行後は移行先の求めなど必要に応じて、電話やオンラインで意見交換を行い、対象者の状態変化や環境設定等が必要な場合は移行先に出向いてのフォローアップを行った。
・ 著しい行動障害を有する者等は、重度の知的障害にＡＳＤ（自閉スペクトラム症）を合併している場合が多く、地域での受入れに当たり課題を抱えていることが多い場合があることから、地域での支援が進むようにモデル的支援の構築が必要である。モデル的支援を構築し普及することによって、障害の程度によらず、障害者が地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することは、重要度が高い目標である。	① モデル的支援の提供	① モデル的支援の提供		著しい行動障害を有する者 （うち能登半島地震における被災した重度知的障害者 矯正施設を退所した知的障害者等 計	一方、医療的ケアが必要となった知的障害者等の受入れ（計画：2 人）については目標の達成には至らなかったが、医療的ケア利用者の日常を支えるための受入体制の整備や広報活動を行い、4 件の相談を受け 1 人の方については短期入所での受け入れを行った。
・ これまでのぞみの園が行ってきた取組状況によると、著しい行動障害を有する者等の支援については、地域で	著しい行動障害を有する者等に対し、個々の障害特性の把握に努めるとともに、日々の支援の過程で得られた新たな情報を積み重ね、地域での自立した生活を目指して本人の障害特性にあった適切な支援プログラムを作成し、それに基づいた支援を提供する。	著しい行動障害を有する者等に対し、個々の障害特性の把握に努めるとともに、日々の支援の過程で得られた新たな情報を積み重ね、地域での自立した生活を目指して本人の障害特性にあった適切な支援プログラムを作成し、それに基づいた支援を提供する。			医療的ケアの受入れの達成
	また、行動障害等の状態にあわせた段階的な支援を提供するなど、短期・集中的な支援を構築する。	また、行動障害等の状態にあわせた段階的な支援を提供するなど、短期・集中的な支援を構築する。			
	さらに、医療的ケアが必要になった者を有期限で受け入れ、モデル的支援を提供するとともに、一時的なセーフティネットとしての機能を発揮する。	さらに、医療的ケアが必要になった者を有期限で受け入れ、モデル的支援を提供するとともに、一時的なセーフティネットとしての機能を発揮する。			
	② 関係機関との連携	② 関係機関との連携		○医療的ケアが必要となった知的障害者等への支援	
				日常的に医療的ケアも必要になったために障害者支援施設等から退所せざるを得ない知的障害者等について、有期限で受け入れ、本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを医療と福祉の連携により作成するなどし、モデル的支援を提供することとなった。	
				このため、初年度である令和 5 年度は、医療的ケア利用者の受入体制等の整備として、群馬県内の障害者支援施設を対象に、医療的ケアについてどのような困りごとがあるのかアンケート調査「障害者支援施設における医療的ケアが必要な方への課題と対応について」を実施し、その結果を参考にして受入規則（ルール）の制定や、医療と福祉	

	受け入れる施設等がないケースや、受け入れてはいるものの支援方針が定まらず支援者が疲弊しているケースが多く、支援が困難となっている。また、社会的不適応・問題行動があり矯正施設等を経由して入所する者は、知的障害のみならず、発達障害、精神障害を併せ持つなど、複雑で多岐にわたる課題を抱えているため、きめ細かな支援が必要なケースが多く、その支援に当たっては、福祉サービスだけでなく、刑務所、保護観察所、保護司及び地域生活定着支援センター等の関係機関等との連携が必要となる。さらに、その対応については医療・福祉の両面から支援をすることが必要であり、本人の特性を考慮した個別対応をはじめ、期間を設定して課題を整理・改善し、地域での生活を実現させることは多くの困難が想定される。このため、難易度が高い目標である。	入退所に際しては、関係機関（自治体、関係施設・事業所、相談支援等）で構成する個別支援会議を開催するなど、関係機関との連携を図る。 特に、社会的不適応・問題行動があり、矯正施設等を経由して入所する者については、上記の関係機関のほか、法務関係機関との連携や、地域生活定着支援センター等との連携・協力を図る。 ③ 医療と福祉の効果的な連携 ア 看護師、公認心理師等の医療職と連携して、的確なアセスメントに基づいて個別支援計画を作成する。 特に、退所の時期を見据えた計画的な支援を提供するため、入退所の調整を担う医療ソーシャルワーカーを活用する。 イ 精神科医、公認心理師等と密接に連携し、服薬調整や、発達障害の行動特性や行動障害等が生じる背景を把握し、効果的な支援に取り組む。	入退所に際しては、関係機関（自治体、関係施設・事業所、相談支援等）で構成する個別支援会議を開催するなど、関係機関との連携を図る。 特に、社会的不適応・問題行動があり、矯正施設等を経由して入所する者については、上記の関係機関のほか、法務関係機関との連携や、地域生活定着支援センター等との連携・協力を図る。 ③ 医療と福祉の効果的な連携 ア 看護師、公認心理師等の医療職と連携して、的確なアセスメントに基づいて個別支援計画を作成する。 特に、退所の時期を見据えた計画的な支援を提供するため、入退所の調整を担う医療ソーシャルワーカーを活用する。 イ 精神科医、公認心理師等と密接に連携し、服薬調整や、発達障害の行動特性や行動障害等が生じる背景を把握し、効果的な支援に取り組む。		の連携による受け入れ時の支援の強化を図るための生活寮への看護師の訪問など、日常を支えるための体制を整えた。広報活動（チラシの配布）としては、新規事業のため群馬県内の障害者支援施設や相談支援事業所、群馬県内や近県の障害福祉の団体代表などへ、理事長を始め役職員による広報活動を行った。2人を受け入れる計画であったが、初年度ということで法人内の体制整備等に半年程度の時間を要したため、受け入れには至らなかったものの4人の方から相談があり、うち1人の方（IPEX 症候群（Ⅰ型糖尿病、溶結性貧血））については短期入所での利用に繋げることができた。今後も群馬県内及び近県を中心として、行政、施設、医療機関、障害者団体等への広報活動を積極的に行うこととし、その際の広報活動については、チラシの配布のみではなく、訪問や説明を交えた広報活動を行う予定である。	度は0％であったが、それ以外の達成度は100％を超えているため、重要度・困難度を加味してA評価とした。 ＜課題と対応＞ なし。	
--	--	---	---	--	--	--	--

	④ 効果的な人材育成 有期限での受入を適切に行うため、外部からの定期的なコンサルテーションを受けるとともに、現任研修や人事交流を促進するなど、効果的な人材育成に取り組む。 （４）上記（１）から（３）までの重度知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うために関係機関との連携を図ること等により、全国の知的障害関係施設等で活用ができるサービスモデル等を構築（ＩＣＴ活用を含む。）し、その普及に取り組むこと。 （５）評価における指標 自立支援のための取組に関する評価について、以下の指標を設定する。 ① 移行前の施設入所利用者の地域移行の取組を引き続き推進し、地域移行者数を毎年度２人以上とする。（平成 30 年度～令和 3 年度実績平均値 2	④ 効果的な人材育成 有期限での受入を適切に行うため、外部からの定期的なコンサルテーションを受けるとともに、現任研修や人事交流を促進するなど、効果的な人材育成に取り組む。 （４）上記（１）から（３）までの重度知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うために、関係機関との連携を図ること等により、全国の知的障害関係施設等で活用ができるサービスモデル等を構築（ＩＣＴ活用を含む。）し、その普及に取り組む。 （５）令和 5 年度における評価指標 i 移行前の施設入所利用者の地域移行の取組を引き続き推進し、地域移行者数を毎年度 2 人以上とする。	・全国の知的障害者支援施設等で活用できるサービスモデル等を構築し、その普及に取り組んでいるか。 ・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。	○効果的な人材育成 有期限利用者の支援を適切に行うため、外部有識者によるコンサルテーションを定期的に受けた。また、実務研修として 6 事業所に、人事交流として 1 事業所に職員を派遣し、支援の質の向上や人材育成に取り組んだ。その他、支援技術の向上を目指し、PECS（絵カードコミュニケーション）ワークショップや VinelandⅡ研修に職員を派遣した。 （４） サービスモデル等の構築と普及 ○ 利用者支援において ICT（記録システム）を活用している。記録システムの検索機能を使い、知りたい情報を支援者各々が抽出し、個別支援計画作成や見直しを行っている。また、システムで写真や動画を共有して、利用者の表情や行動から意思決定につながる情報を効率よく反映できるようなシステム改修の検討も行った。 ○ 全国の知的障害関係施設等で活用ができる I C Tを活用した長期記録データの効率的な保管と分析活用方法を検討した。 ○ 高齢知的障害者、著しい行動障害を有する者等、それぞれの支援について、のぞみの園の実践事例等効果的な取組をニュースレターで発信した。また、研修会やセミナーを開催しサービスモデル等の普及に取り組んだ。 ○ 講師派遣依頼にも出来る限り対応した。障害者支援施設等からの著しい行動障害等を有する者への支援についての依頼も多く、計 1 8 6 件派遣し、目標（講師派遣件数 1 4 0 件以上）を達成した。		
--	---	--	---	--	--	--

	人、令和３年度実績値１人）					
	② 地域生活体験として、グループホームでの宿泊体験や、社会的スキル向上の機会を得るための日中体験の実施日数を毎年度延べ 300 日以上とする。（平成 30 年度～令和 3 年度実績平均値 343 日）	ii 地域生活体験として、グループホームでの宿泊体験や、社会的スキル向上の機会を得るための日中体験の実施日数を毎年度延べ 300 日以上とする。	ii 地域生活体験として、グループホームでの宿泊体験や、社会的スキル向上の機会を得るための日中体験の実施日数を延べ 300 日以上とする。			
	③ 保護者懇談会等での説明回数を各寮毎年度 1 回以上とする。（令和 3 年度実績 1 回）	iii 保護者懇談会等での説明回数を各寮毎年度 1 回以上とする。	iii 保護者懇談会等での説明回数を各寮 1 回以上とする。			
	④ 著しい行動障害を有する者等について、第 5 期中期目標期間の施設入所利用者の受入れを毎年度 25 人以上とする。（平成 30 年度～令和 3 年度実績平均値 15 人）	iv 著しい行動障害を有する者等について、第 5 期中期目標期間の施設入所利用者の受入れを毎年度 25 人以上とする。	iv 著しい行動障害を有する者等について、施設入所利用者の受入れを 25 人以上とする。			
	⑤ 著しい行動障害を有する者等について受け入れ、個別の評価に基づいた支援方法を構築し 3 年以内に地域移行した割合を 90％以上とする。（平成 30 年度～令和 3 年度実績平均値 88％）	v 著しい行動障害を有する者等について受け入れ、個別の評価に基づいた支援方法を構築し 3 年以内に地域移行した割合を 90％以上とする。	v 著しい行動障害を有する者等について受け入れ、個別の評価に基づいた支援方法を構築し 3 年以内に地域移行した割合を 90％以上とする。			
	⑥ 医療的ケアが必要になった者について、第 5 期中期目標期間の施設入	vi 医療的ケアが必要になった者について、第 5 期中期目標期間の施設入所利用	vi 医療的ケアが必要になった者について、施設入所利用者の受入れを			

	所利用者の受入れを 20 人まで拡充する。 ⑦ 医療的ケアが必要になった者について受け入れ、退所後の地域での自立した生活に資する支援プログラムを作成、移行モデルを構築し、3 年以内に地域移行した割合を 80%以上とする。 〈指標の設定及び水準の考え方〉 - 移行前の施設入所利用者の地域移行の推進に関する指標については、地域移行者数だけでなく、地域移行につながるプロセスに関する指標も重要である。このため、施設入所利用者の意思の酌み取りや課題の把握のために実施する地域生活体験の日数や、地域移行への理解を促すため実施する、保護者懇談会等での説明回数を指標として採用する。 - 地域移行者数について、移行前の施設入所利用者の重度・高齢化等が進み、地域移行について課題が多いが引き続き取り組むこ	者の受入れを 20 人まで拡充する。 vii 医療的ケアが必要になった者について受け入れ、退所後の地域での自立した生活に資する支援プログラムを作成、移行モデルを構築し、3 年以内に地域移行した割合を 80%以上とする。 〈参考指標〉 ※（１）関連地域移行者のフォローアップの達成率を 100%とする。	2 人とする。 vii 医療的ケアが必要になった者について受け入れ、退所後の地域での自立した生活に資する支援プログラムを作成、移行モデルを構築し、3 年以内に地域移行した割合を 80%以上とする。 〈参考指標〉 ※（１）関連地域移行者のフォローアップの達成率を 100%とする。		＜参考指標＞ 地域移行のフォローアップの達成率を 100%とする。 （参考指標：フォローアップ対象者数 114 人、うち、フォローアップ者数 114 人）		
--	---	--	---	--	---	--	--

	とし、第4期中期目標期間の実績平均値以上を指標とする。 ・ 地域生活体験の実施日数については、移行前の施設入所利用者数の減少及び重度・高齢化により、対象者数が減少しているが、引き続き地域での生活を促進するため、近年の傾向を踏まえた数値を指標とする。 ・ 著しい行動障害を有する者等への支援に係るニーズを踏まえ、第4期中期目標期間の実績平均値以上の受入れ数を指標とする。 ・ 著しい行動障害を有する者等のモデル的支援の実践を測る指標として、地域移行の割合を指標とする。 ・ 医療的ケアが必要になった者への支援に係るニーズを踏まえた受入れ数を指標する。 ・ 医療的ケアが必要になった者のモデル的支援の実践を測る指標として、地域移行の割合を指標とする。						
--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	調査・研究【重点化項目】		
業務に関連する政策・施策	障害者の地域生活や就労を総合的に支援すること（Ⅷ－1－1）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 2 項
当該項目の重要度、困難度	〈重要度：高〉 ・のぞみの園のフィールドを活用した調査・研究の成果を全国の知的障害関係施設等に普及することは、障害者支援の質の底上げに資するため、重要度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ															
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度				5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
外部研究者等と協働した研究の割合（計画値）	毎年度 60%以上	－	60%以上							予算額（千円）	96, 581				
外部研究者等と協働した研究の割合（実績値）	－	53% (第 4 期中期目標期間平均値)	70%							決算額（千円）	78, 092				
達成度	－	－	117%							経常費用（千円）	90, 014				
海外の研究機関等との調査・研究実施数（計画値）	毎年度 1 テーマ	－	1 テーマ							経常利益（千円）	△706				
海外の研究機関等との調査・研究実施数（実績値）	－	1 件 (第 4 期中期目標期間平均値)	1 テーマ							行政コスト（千円）	90, 725				
達成度	－	－	100%							従事人員数	12				
民間の研究助成等への応募数（計画値）	毎年度 1 件以上	－	1 件以上												
民間の研究助成等への応募数（実績値）	－	1 件 (第 4 期中期目標期間平均値)	3 件												
達成度	－	－	300%												
各種学会等への成果の発表回数（計画値）	毎年度 42 回以上	－	42 回以上												

	各種学会等への 成果の発表回数 (実績値)	－	44 回 (第 4 期中期目 標期間平均値)	58 回												
	達成度	－	－	138%												
	のぞみの園が発 信した調査・研究 成果等の把握数 (計画値)	毎年度 4 回	－	4 回												
	のぞみの園が発 信した調査・研究 成果等の把握数 (実績値)	－	(令和 5 年度か ら)	7 回												
	達成度	－	－	175%												
	調査研究成果デ ータの被ダウン ロード数 (計画 値)	毎年度 5,300 件以 上	－	5,300 件以 上												
	調査研究成果デ ータの被ダウン ロード数 (実績 値)	－	13,767 件 (令和 4 年 4 月 ～5 年 3 月 月平均 1,377 件)	46,744 件												
	達成度	－	－	882%												
	論文の被引用件 数 (計画値)	毎年度 8 件 以上	－	8 件以上												
	論文の被引用件 数 (実績値)	－	10 件 (令和 4 年 4 月 ～5 年 3 月)	11 件												
	達成度	－	－	138%												
	HP アクセス件数 (計画値)	毎年度 31,000 件 以上		31,000 件 以上												
	HP アクセス件数 (実績値)	－	30,680 件 (第 4 期中期目 標期間平均値)	34,213 件												
		－	－	110%												

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	2 調査・研究	2 調査・研究	2 調査・研究	<主な定量的指標> ・外部研究者等と協働した研究割合 ・海外の研究機関等との調査・研究実施数 ・民間の研究助成等への応募数 ・各種学会等への成果の発表回数 ・のぞみの園が発信した調査・研究成果等の把握数 ・調査研究成果データの被ダウンロード数 ・論文の被引用件数 ・ホームページに掲載した研究成果のアクセス件数 <その他の指標> なし	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定：A ・利用者の生活の充実や国内外の障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえるものに焦点を当てた調査・研究に取り組んだ。具体的には、国の政策課題に沿ったもので、全国の支援現場が必要とする調査・研究テーマとして、「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」に示された中核的人材養成研修の開発と実施や、障害者の高齢化が進む支援現場の「看取り・終末期の支援」導入マニュアル作成などに取り組んだ。また「東南アジアにおける発達障害者に対する保健・医療政策の実態把握と改善に関する研究」にインドネシアのL S P R大学と協働で取り組み、その研究成果を受け、令和5年12月の日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議の成果文書である実施計画「日ASEAN友好協力に関する共同ビジョン・ステートメント2023信頼のパートナー」に反映された。 調査・研究の成果の積極的な普及にも努めた。研究紀要のホームページへの掲載やニュースレターの発行によるのぞみの園のフィールドを活用した取組実践や調査研究成果の発信の他、各種学会等においても成果の発表を行った。各種学会等での成果の発	【評定】 <評定に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項> （外部有識者からの主な意見）
	(1) 調査・研究のテーマの設定 知的・発達障害に関する国の政策課題等について、障害福祉施策推進のための基礎的なデータの収集・分析のほか、のぞみの園のフィールドを活用した支援の実	(1) 調査・研究のテーマの設定 知的・発達障害に関する国の政策課題等について、障害福祉施策推進のための基礎的なデータの収集・分析、のぞみの園のフィールドを活用した支援の実践成果	(1) 調査・研究のテーマの設定 知的・発達障害に関する国の政策課題等について、障害福祉施策推進のための基礎的なデータの収集・分析、のぞみの園のフィールドを活用した支	<評価の視点> ・テーマの設定にあたっては、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その成果が全国の知的・発達障	(1) 調査・研究のテーマの設定 ○ 令和5年度は10テーマの調査・研究を行った。 国の政策課題に沿って、強度行動障害支援の中核的人材の養成プログラムの開発や、高齢期の知的・発達障害者の看取りについて調査・研究を実施した。また、のぞみの園のフィールドを活用して、認知症支援やアセスメントツールの検証、事業継続計画（BCP）の課題等の調査・研究を行った。さらに、東南アジアの発達障害者支援の改善を図る研究を行うなど、利用者の生活の充実や国内外の障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえるものに焦点を当てた調査・研究に取り組んだ。		

	践成果の情報収集と分析及び知的・発達障害関係施設従事者等の資質向上のためのガイドラインの作成や効果的な実務研修プログラムの開発等、のぞみの園でなければ実施できないものに特化して、具体的なテーマ等を設定して調査・研究を行うこと。 なお、テーマ等の設定に当たっては、国内外の障害福祉施策の制度や研究の動向、社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その成果が全国の知的・発達障害関係施設等で活用（ICT活用を含む。）されるなど支援の実践につながるものとする。	の情報収集と分析及び知的・発達障害者支援施設従事者等の資質向上のためのガイドラインの作成や効果的な実務研修プログラムの開発等、のぞみの園でなければ実施できないものに特化して、具体的なテーマ等を設定して調査・研究を行う。 なお、テーマ等の設定に当たっては、国内外の障害福祉施策の制度や研究の動向、全国の知的・発達障害関係者にホームページ上やセミナー等の機会に調査研究に関するアンケートを実施するなどにより社会的ニーズを踏まえ設定する。 調査研究の成果は、全国の知的・発達障害者支援施設等における人材育成や地域展開の強化などに活用（ICT活用を含む。）されるなど支援の実践につながるものとする。	援の実践成果の情報収集と分析及び知的・発達障害者支援施設従事者等の資質向上のためのガイドラインの作成や効果的な実務研修プログラムの開発等、のぞみの園でなければ実施できないものに特化して、具体的なテーマ等を設定して調査・研究を行う。 なお、テーマ等の設定に当たっては、国内外の障害福祉施策の制度や研究の動向、全国の知的・発達障害関係者にホームページ上やセミナー等の機会に調査研究に関するアンケートを実施するなどにより社会的ニーズを踏まえ設定する。 調査研究の成果は、全国の知的・発達障害者支援施設等における人材育成や地域展開の強化などに活用（ICT活用を含む。）されるなど支援の実践につながるものとする。	害関係施設等で活用（ICT活用を含む）されるなど支援の実践につながるものとなるよう努めているか。		表は、目標回数を上回る結果となったが、これまでの各種学会への参加や様々な機会での自治体や関係団体との意見交換等を通じた調査・研究ニーズの把握、ホームページ、ニュースレター等を通じた情報発信により、のぞみの園の取組が知れ渡ってきていることが考えられ、のぞみの園が取り組んでいる研究テーマ（強度行動障害、知的・発達障害者の高齢期・医療・看護・教育）と、各種学会や研修会等を企画する団体等とニーズが一致した成果と考えている。 これらの結果を踏まえ、A 評定とした。 <課題と対応> なし	
--	--	--	--	---	--	--	--

	(2) 調査・研究の実施体制の充実 調査・研究を適切な分析手法等で行うため、国内外の研究機関、研究者及び事業所と広く連携・協力を行うこと。 また、調査・研究チームの外から客観的に、情報収集や分析方法について評価や審査を受けることによって、調査・研究の公正性を確保すること。 さらに、民間の助成研究等を積極的に活用するなど、多様な調査・研究の機会を得ることにより、調査研究の実施体制の充実を図ること。	(2) 調査・研究の実施体制の充実 調査・研究を適切な分析手法等で行うため、国内外の研究機関、研究者及び事業所と広く連携・協力を行う。 また、調査・研究チームの外から客観的に、情報収集や分析方法について評価や審査を受けることによって、調査・研究の公正性を確保する。 さらに、民間の助成研究等を積極的に活用するなど、多様な調査・研究の機会を得ることにより、調査研究の実施体制の充実を図る。 〈具体的な取組〉 ア 方針・内容の協議 各年度において行う調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について、外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」において協議を行い、結果についても助言を受ける。 イ 業務の計画的・効率的な実施 調査・研究業務について、計画的かつ効率的に進めるた	(2) 調査・研究の実施体制の充実 調査・研究を適切な分析手法等で行うため、国内外の研究機関、研究者及び事業所と広く連携・協力を行う。 また、調査・研究チームの外から客観的に、情報収集や分析方法について評価や審査を受けることによって、調査・研究の公正性を確保する。 さらに、民間の助成研究等を積極的に活用するなど、多様な調査・研究の機会を得ることにより、調査研究の実施体制の充実を図る。 〈具体的な取組〉 ア 方針・内容の協議 各年度において行う調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について、外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」において協議を行い、結果についても助言を受ける。 イ 業務の計画的・効率的な実施 調査・研究業務について、計画的かつ効率的に進めるた	・調査・研究の実施にあたって、国内外の研究機関、研究者等と連携・協力して行っているか。 また客観的に評価や審査を受けることによる公正性を確保しているか。 さらに、民間助成の活用などによる調査研究実施体制の充実を図っているか。	(2) 調査・研究の実施体制の充実 ○ 外部研究者等と協働した研究テーマの割合は、60%以上を目標に取り組んだところ、研究本数 10 テーマのうち 7 テーマ（厚生労働科学研究 2 テーマ、東アジア・ASEAN 経済研究センター（ERIA）プロジェクト研究 1 テーマ、法人内研究 4 テーマ）を外部研修者等と協働実施したことから、70%の実績値となった。外部研究者は、各テーマに沿って適任と考える方を、調査研究の企画を行う検討委員会の推薦や事業所内や地域での立ち位置、研修講師の経験等により確認し、依頼した。外部研究者の参画により、全国の現場の課題やニーズが汲み取られ、調査の実施や研修プログラム、研修教材づくりができた。 ○ 海外の研究機関、団体等と協働した国際的な動向に関する調査・研究については「東南アジアにおける発達障害者に対する保健医療政策の実態把握と改善に関する研究」を LSPR（London School of Public Relations, Jakarta）と協働実施し、目標の 1 テーマを達成した。 ○ 民間の助成研究等を活用し、多様な調査・研究の機会を得て、調査研究の実施体制の充実を図るため、民間助成金応募情報を掲載しているサイトの検索を積極的に行い、当法人の研究テーマに適合すると思われる複数の公募に応募した。具体的には、高齢期の発達障害支援に関する研究は「公益財団法人明治安田こころの健康財団」、「公益財団法人小林製薬青い鳥財団」に、また、知的・発達障害者の認知症に関する研究は「公益財団法人長寿科学振興財団」に、それぞれ応募した。 ○ 研究会議を調査・研究の開始前と報告書作成前の 2 回開催した。 第 1 回 令和 5 年 6 月 30 日 第 2 回 令和 6 年 3 月 22 日 委員より、児童発達から高齢知的・発達障害の人生を俯瞰し、かつ研究の内容を現場で実践して深めている研究であるほか、海外の研究機関との調査・研究は日本の存在感を出す上で重要な取り組みであるとのコメントがあり、児童から高齢の障害のある人の生活の充実と国の施策、海外研究機関との調査・研究を強化して実施することとした。 ○ 国立のぞみの園調査研究調整会議を、調査・研究の開始前と途中、報告書作成前に 4 回開催し、法人内各部署との連携・協力体制の整備を図った。なお、令和 5 年度は、調査・研究への助言時間を十分に確保するため、各回 2 回に分けて実施した。 第 1 回 令和 5 年 6 月 30 日・7 月 13 日 第 2 回 令和 5 年 10 月 30 日・11 月 9 日 第 3 回 令和 5 年 1 月 30 日・2 月 6 日 第 4 回 令和 5 年 3 月 7 日・3 月 12 日 ○ 国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会を調査・研究の開始前		
--	---	--	--	---	--	--	--

	め、「国立のぞみの園研究会議」の下に「国立のぞみの園調査研究調整会議」を設置し、具体的な実施体制の検討や関係各部所との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の活用方法等について協議を行う。 実施に当たっては、公的な研究資金以外の民間の研究助成団体等への応募を検討し、調査研究の機会確保に努める。 ウ 調査・研究の健全性・公平性の確保 調査・研究の実施に当たり、研究活動の国際化やオープン化に伴う新たなリスクを認識した上で、研究活動の透明性や説明責任を果たすとともに、手続きや発表方法等に関する倫理面からの妥当性について、外部の有識者からの評価や助言を受けるため「国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会・利益相反委員会」を開催して、調査・研究の健全性・公平性を確保する。	め、「国立のぞみの園研究会議」の下に「国立のぞみの園調査研究調整会議」を設置し、具体的な実施体制の検討や関係各部所との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の活用方法等について協議を行う。 実施にあたっては、公的な研究資金以外の民間の研究助成団体等への応募を検討し、調査研究の機会確保に努める。 ウ 調査・研究の健全性・公平性の確保 調査・研究の実施に当たり、研究活動の国際化やオープン化に伴う新たなリスクを認識した上で、研究活動の透明性や説明責任を果たすとともに、手続きや発表方法等に関する倫理面からの妥当性について、外部の有識者からの評価や助言を受けるため「国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会・利益相反委員会」を開催して、調査・研究の健全性・公平性を確保する。	に5回（うち3回は迅速審査）開催し、審査を受けた。 本審査 令和5年7月24日 令和5年12月4日 （以下3回は迅速審査） 第1回 令和5年10月26日 第2回 令和6年1月18日 第3回 令和6年3月13日 ○ 国立のぞみの園利益相反委員会を3回開催し、審査を受けた。 第1回 令和5年7月10日 第2回 令和5年11月1日 第3回 令和5年12月4日		
--	---	---	--	--	--

	(3) 調査・研究の成果の積極的な普及・活用 のぞみの園のホームページにニュースレターや研究紀要などを公開するほか、積極的に各種学会での発表や講演、研修などの機会やSNSなどを活用して、蓄積した研究成果をわかりやすく情報発信することにより、全国の自治体関係者や研究者、支援者等における普及・活用を図ること。 また、調査・研究の成果が、国内外の研究者に活用されやすいものとするため、研究データの適切な保管やデジタルデータの提供体制を構築すること。なお、成果の利活用状況を自己点検するための体制を整備すること。 〈重要度：高〉 ・ のぞみの園のフィールドを活用した調査・研究の成果を全国の知的・発達障害関係施設等に普及することは、障害者支援の質の底上げに資するため、重要度が高い目標	(3) 調査・研究の成果の積極的な普及・活用 のぞみ園のホームページにニュースレターや研究紀要などを公開するほか、積極的に各種学会での発表や講演、研修などの機会に蓄積した研究成果をわかりやすく情報発信することにより、全国の自治体関係者や研究者、支援者等における普及・活用を図る。 また、調査・研究の成果が、国内外の研究者に活用されやすいものとするため、研究データの適切な保管やデジタルデータの提供体制を構築する。なお、成果の利活用状況を自己点検するための体制を整備する。 〈具体的な取組〉 ア ニュースレター及び研究紀要の発行 調査・研究の成果について、概要を分かりやすくまとめたものをニュースレターに掲載、また、研究紀要として定期的に	(3) 調査・研究の成果の積極的な普及・活用 のぞみ園のホームページにニュースレターや研究紀要などを公開するほか、積極的に各種学会での発表や講演、研修などの機会に蓄積した研究成果をわかりやすく情報発信することにより、全国の自治体関係者や研究者、支援者等における普及・活用を図る。 また、調査・研究の成果が、国内外の研究者に活用されやすいものとするため、研究データの適切な保管やデジタルデータの提供体制を構築する。なお、成果の利活用状況を自己点検するための体制を整備する。 〈具体的な取り組み〉 ア ニュースレター及び研究紀要の発行 調査・研究の成果について、概要を分かりやすくまとめたものをニュースレターに掲載、また、研究紀要として	・ ホームページにニュースレターや研究紀要などを公開するほか、各種学会での発表や講演、研修などの機会やSNSなどを活用して、研究成果の情報発信を行い、全国の自治体関係者や研究者等に対する普及や活用が図られているか。 また、調査・研究の成果が、国内外の研究者に活用されやすくなるよう、研究データの保管やデジタルデータの提供体制を構築しているか	(3) 調査・研究の成果の積極的な普及・活用 ○ 令和４年度に行った調査研究成果を研究紀要第16号としてまとめ、令和５年11月にホームページに掲載した。 また、ホームページに掲載した研究成果へのアクセス件数は34,213件となり目標(31,000件以上)を達成した。 ○ ニュースレターを４回発行し、法人内の実践や調査研究成果の発信(各号約4,000部)を行った。 ４月「発達障害児・者への支援」 ７月「高齢知的障害者への支援」 10月「矯正施設を退所した知的障害者への支援」 1月「強度行動障害者への支援」 ○ 有償刊行物は、「みてわかる 知的・発達障害者のしあわせな高齢期 50代になったら知っておきたいこと」の刊行に向けた執筆を行った。(発行は令和６年度) ○ 各種学会等における成果の発表については、学会発表を7回(日本社会福祉学会(1回)、日本発達障害学会(3回)、日本司法福祉学会(1回)、日本介護福祉学会(1回)、日本認知症ケア学会(1回))、国立機関や障害福祉関係団体等研修会での講義・講演を44回、学会誌及び関係団体機関誌等における掲載を7回の合計58回実施し、目標(42回以上)を達成した。目標以上となった要因は、各種学会への参加や様々な機会での自治体や関係団体との意見交換等を通じた調査・研究ニーズの把握や、ホームページ、ニュースレター等を通じた情報発信により、当法人の取組が知れ渡ってきていることが考えられ、当法人が取り組んでいる研究テーマ(強度行動障害、知的・発達障害者の高齢期・医療・看護・教育)と、各種学会や研修会等を企画する団体等とニーズが一致している成果と考えている。 ○ のぞみの園が発信した調査・研究成果等の被活用状況の把握については、四半期ごとに1回の把握に加え、研究者等の関心を踏まえた新年度の研究テーマの設定を行うために、把握の機会を3回追加したことにより7回(目標4回以上)となった。また、調査研究成果データの被ダウンロード数については、46,744件のダウンロードが確認(目標5,300件以上)され、また、論文の被引用件数については、11件の引用が確認(目標8件以上)された。調査研究成果データの被ダウンロード件数や論文の被引用件数が目標を上回ったのは、コンテンツの充実を進めたことに加えて、内閣府が進める学術論文等の即時オープンアクセスの方針に沿って研究者がデータを活用しやすくする機械可読化や論文を検索しやすくするキーワードの付与などの環境整備を行ったことが要因と考えている。		
--	--	--	--	--	---	--	--

	である	刊行・配布する。 イ 有償刊行物の発行 全国の知的・発達障害者支援施設等の従事者を対象とした研修会等で利用できるよう、支援方法などをわかりやすくまとめた有償刊行物を発行する。 ウ 学会や障害福祉関係団体主催研修会への成果の報告 調査・研究の成果を学会誌や関係団体等の機関誌へ掲載するとともに、関係学会の研究大会、のぞみの園が主催する研修会、関係団体が主催する講演会や研修会等において発表することで、普及に努める。 エ 研究成果のわかりやすい情報発信 調査・研究の成果をわかりやすくまとめたものをホームページへの掲載やSNSなどを活用して、広く全国の自治体関係者や研究者、支援者へ情報発信を行う。 オ 研究データの管理・利活用	定期的に刊行・配布する。 イ 有償刊行物の発行 全国の知的・発達障害者支援施設等の従事者を対象とした研修会等で利用できるよう、支援方法などをわかりやすくまとめた有償刊行物を発行する。 ウ 学会や障害福祉関係団体主催研修会への成果の報告 調査・研究の成果を学会誌や関係団体等の機関誌へ掲載するとともに、関係学会の研究大会、のぞみの園が主催する研修会、関係団体が主催する講演会や研修会等において発表することで、普及に努める。 エ 研究成果のわかりやすい情報発信 調査・研究の成果をわかりやすくまとめたものをホームページへの掲載やSNSなどを活用して、広く全国の自治体関係者や研究者、支援者へ情報発信を行う。 オ 研究データの管理・利活用				
--	------------	--	--	--	--	--	--

		「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)に基づき、適切な機関リポジトリの運用（所有データの公表と提供依頼への対応）を図るとともに、外部の研究者等が活用できる環境（C S V や X M L などの機械可読性）の確保や研究成果がどのように活用（ダウンロード、被引用）されているか把握を行う。	「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)に基づき、適切な機関リポジトリの運用（所有データの公表と提供依頼への対応）を図るとともに、外部の研究者等が活用できる環境（C S V や X M L などの機械可読性）の確保や研究成果がどのように活用（ダウンロード、被引用）されているか把握を行う。				
(4) 評価における指標	(4) 評価における指標	(4) 令和 5 年度における評価指標	・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。				
調査・研究に関する評価について、以下の指標を設定すること。							
① 外部研究者等と協働した研究を毎年度 60%以上実施する。(平成 30 年度～令和 3 年度実績 平均値 56.3%)	i 外部関係者等と協働した研究を毎年度 60%以上実施する。	i 外部関係者等と協働した研究を 60%以上実施する。					
②海外の研究機関、団体等と協働した国際的な動向に関する調査・研究を毎年度 1 テーマ以上実施する。(平成 30 年度～令和 3 年度実績 平均値 0.25 件)	ii 海外の研究機関、団体等と協働した国際的な動向に関する調査・研究を毎年度 1 テーマ実施する。	ii 海外の研究機関、団体等と協働した国際的な動向に関する調査・研究を 1 テーマ実施する。					
③民間研究助成への応募を毎年度 1 件以上行う。(平成 30	iii 民間の研究助成等への応募を毎年度 1 件以上とする。	iii 民間の研究助成等への応募を 1 件以上とする。					

年度～令和3年度実績平均値 0.25 件) ④学会発表や講演・執筆等を毎年度 42 回以上とする。(平成 30 年度～令和 3 年度の実績平均値 41.5 回) ⑤のぞみの園が発信した調査・研究成果等の被活用状況の把握を年 4 回実施する。 なお、被活用状況のうち、ダウンロード件数を毎年度 5,300 件以上、被引用件数を毎年度 8 件以上とする。(J・S T A G Eで確認した直近 1 年のダウンロード数の実績値 5,266 件、被引用数の実績値 8 件) ⑥ ホームページに掲載した調査・研究成果等のアクセス件数を毎年度 31,000 件以上とする。(平成 30 年度～令和 3 年度の実績平均値 30,428 件) 〈指標の設定及び水準の考え方〉 調査・研究の内容の充実を測る指標として、外部研究者等との協働研究数の割合、海外研究機関等との協働研究のテーマ数、民間研究助成	iv 学会、自治体や団体講演会等への発表、執筆・投稿を毎年度 42 回以上とする。 v のぞみの園が発信した調査・研究成果等の被活用状況の把握を年 4 回実施する。 vi 調査研究成果データの被ダウンロード数を毎年度 5,300 件以上、論文の被引用件数を毎年度 8 件以上とする。 vii ホームページアクセスの目標値を毎年度 31,000 件以上とする。	iv 学会、自治体や団体講演会等への発表、執筆・投稿を 42 回以上とする。 v のぞみの園が発信した調査・研究成果等の被活用状況の把握を 4 回実施する。 vi 調査研究成果データの被ダウンロード数を 5,300 件以上、論文の被引用件数を 8 件以上とする。 vii ホームページアクセスの目標値を 31,000 件以上とする。				
--	---	--	--	--	--	--

	への応募件数を採用する。 なお、第 4 期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成 30 年度～令和 3 年度の実績平均値以上を指標とする。 ・ 調査・研究の成果の普及・活用を測る指標として、学会発表や講演・執筆等の回数、ホームページへのアクセス件数、ダウンロード件数及び引用件数を指標として採用する。 ・ 学会発表や講演・執筆等の回数、ホームページへのアクセス件数については、第 4 期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成 30 年度～令和 3 年度の実績平均値以上を指標とする。 ・ ダウンロード件数及び引用件数については、直近の実績値以上を指標とする。						
--	---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	養成・研修		
業務に関連する政策・施策	障害者の地域生活や就労を総合的に支援すること（Ⅷ－1－1）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 3 項
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ															
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終 年度値等）	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度				5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
研修会・セミナー の開催数 （計画値）	毎年度 11 回	－	11 回							予算額（千円）	56, 130				
研修会・セミナー の開催数 （実績値）	－	12 回 （第 4 期中期目標 期間平均値）	12 回							決算額（千円）	51, 141				
達成度	－	－	109%							経常費用（千円）	51, 194				
参加者の満足度 （計画値）	毎年度 80% 以上	－	80%以上							経常利益（千円）	6, 308				
参加者の満足度 （実績値）	－	最上位 70% 上位 2 段階 91% （第 4 期中期目標 期間平均値）	94%							行政コスト（千円）	51, 194				
達成度	－	－	118%							従事人員数	5				
実務研修生等の 受入数（計画 値）	毎年度 150 人以上	－	150 人以上												
実務研修生の受 入数（実績値）	－	119 人 （第 4 期中期目標 期間平均値）	166 人												
達成度	－	－	111%												

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	3 養成・研修 障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的・発達障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行うこと。特に、著しい行動障害については既存の指導者養成研修の他に、中核的な支援者の養成研修、指導的な人材の養成研修等を行い、より専門性の高い人材の養成に取り組むこと。また、家庭と福祉の連携について、「家庭と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」(平成 30 年 3 月)の理念に基づき、特別支援教育に関わる教職員に対して、著しい行動障害に関する知見を広めるため関係機関との連携を図ること。 なお、養成・研修の成果等について、全国の知的・発達障害関係施設等で活用されるよう、支援の実践につなげることが	3 養成・研修 障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的・発達障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行う。特に、著しい行動障害については既存の指導者養成研修の他に、中核的な支援者の養成研修、指導的な人材の養成研修等を行い、より専門性の高い人材の養成に取り組む。また、家庭と福祉の連携について、「家庭と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」(平成 30 年 3 月)の理念に基づき、特別支援教育に関わる教職員に対して、著しい行動障害に関する知見を広めるため関係機関との連携を図る。 なお、養成・研修の成果等について、全国の知的・発達障害者支援施設等で活用されるよう、支援の実践につなげることが	3 養成・研修 障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的・発達障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行う。特に、著しい行動障害については既存の指導者養成研修の他に、中核的な支援者の養成研修、指導的な人材の養成研修等を行い、より専門性の高い人材の養成に取り組む。また、家庭と福祉の連携について、「家庭と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」(平成 30 年 3 月)の理念に基づき、特別支援教育に関わる教職員に対して、著しい行動障害に関する知見を広めるため関係機関との連携を図る。 なお、養成・研修の成果等について、全国の知的・発達障害者支援施設等で活用されるよう、支	<主な定量的指標> ・研修会・セミナーの開催数 ・研修会・セミナーの参加者の満足度 ・実務研修生等の受入数 <その他の指標> なし <評価の視点> ・障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的・発達障害者支援業務に従事する専門家を育成しているか。	<主要な業務実績> ① 研修会及びセミナーの開催等 研修会及びセミナーについては、障害福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、国の政策課題や知的・発達障害者に対する支援技術に関すること等をテーマに設定して、研修会及びセミナーについて、オンラインなどにより開催した。 また、「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」の理念に基づき、特別支援教育に関わる教職員に対して、著しい行動障害に関する知見を広めるため関係機関との連携を図った。 令和 5 年度は、新たに自閉症スペクトラムの認知・行動特性に配慮した支援について、自閉症の方々の協力のもと、実習を通して学ぶ実践者のための「自閉症支援のためのワークショップ(5 日間)」を実施するとともに、中核的な支援者のための「中核的人材養成研修」を開催した。また、昨年度までの新型コロナウイルス感染症拡大の影響で控えていた集合型研修も研修の内容や会場など参加者の利便性等を考慮しながら実施した結果、計画を上回る 12 回開催することができた。 研修会及びセミナー参加者の満足度(5 段階評価の上位評価である「満足」・「やや満足」の割合)は、平均 94%と高評価を得ることができた。アンケートでは、現場に従事する方々から「セミナーを通じて交流・意見交換する場を設けて欲しい」との意見が多いため、今後、開催する研修会等については、そのような意見を踏まえ、改めて研修内容を精査し、引き続き満足度の目標値達成に努めたい。 ア 強度行動障害を有する者等に対する支援者の指導者を養成するための研修を 6 回実施。 ・「令和 5 年度強度行動障害支援者養成研修(基礎研修(指導者研修))」 第 1 回 参加者 87 人(うち、教職員 11 人) 第 2 回 参加者 72 人(うち、教職員 7 人) ・「令和 5 年度強度行動障害支援者養成研修(実践研修(指導者研修))」 第 1 回 参加者 68 人(うち、教職員 3 人)	<評定と根拠> 評定 B 国の政策課題や知的障害者に対する支援技術等をテーマ(高齢知的障害者支援・行動障害等を有する者の支援・矯正施設を退所した知的障害者の支援・発達障害児者への支援)にした研修会・セミナーを 12 回開催した。 (目標値 11 回:実績 12 回 達成) 研修会・セミナーについては、同時に満足度の評価も対象となっており 94%と高評価をいただいている。今後は、更に高い満足度が得られるようアンケートの意見も踏まえ、講師及び関係者と研修内容を精査し、参加者の要望(交流・意見交換等)に応えられる研修会・セミナーを提供することに努める。 (目標値 80%:実績 94% 達成) また、実務研修の実施・実習生の受入については、166 人を受入れ目標値を達成できた。 (目標値 150 人:実績 166 人 達成) いずれも、より多くの実務研修の実施・実習生を受入れるため、実習期間や受入部門の調整を行	【評定】 <評定に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>

	できるような内容とし、成果等を発表する機会を設けること。	とし、成果等を発表する機会を設ける。 〈具体的な取組〉 ① 研修会及びセミナーの開催等 国の政策課題や知的・発達障害者に対する支援技術に関すること等をテーマに設定して、研修会及びセミナーについて、オンラインなどにより開催する。 また、「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」の理念に基づき、特別支援教育に関わる教職員に対して、著しい行動障害に関する知見を広めるため関係機関との連携を図る。 ② 実務研修の実施・実習生の受入れ のぞみの園のフィールドを活用した、次の取組を行う。 ア 知的・発達障害者支援施設等の職員に対して専門性の向上を図るため、高齢知的・行動障害・矯正施設・発達障害の分野で、実践で役立つ	援の実践につなげることができるような内容とし、成果等を発表する機会を設ける。 〈具体的な取組〉 ① 研修会及びセミナーの開催等 国の政策課題や知的・発達障害者に対する支援技術に関すること等をテーマに設定して、研修会及びセミナーについて、オンラインなどにより開催する。 また、「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」の理念に基づき、特別支援教育に関わる教職員に対して、著しい行動障害に関する知見を広めるため関係機関との連携を図る。 ② 実務研修の実施・実習生の受入れ のぞみの園のフィールドを活用した、次の取組を行う。 ア 知的・発達障害者支援施設等の職員に対して専門性の向上を図るため、高齢知的・行動障害・矯正施設・発達障害の分野で、実践		第2回 参加者 76人（うち、教職員 7人） ・「令和5年度強度行動障害支援者における中核的人材養成研修(全6回)」 参加者 39人 ・「自閉症支援のためのワークショップ（5日間）」 参加者 15人（うち、教職員 1人） イ 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者の支援について、職員の専門性を高める研修会を1回実施するとともに実践者研修会を1回実施。 ・「知的障害のある犯罪行為者への支援を学ぶ研修会」 参加者 141人 ・「非行・犯罪行為に至った知的障害者を支援し続ける人のための研修会」 参加者 48人 ウ 障害者の福祉的就労・日中活動サービスの支援のあり方について、セミナーを1回開催。 ・「障害者の福祉的就労・日中活動サービス～個別支援の充実と社会参加を目指して2023～」 参加者 264人 エ 国立のぞみの園セミナーを3回開催。 ・すこやかシリーズ「知的障害者の健康を支える運動」 参加者 55人 ・「認知症または認知症の疑いのある知的障害者への支援と課題」 参加者 739人 ・「知的・発達障害者の看護～感染症対策編～について考える」 参加者 23人 ② 実務研修の実施・実習生の受入 ア 知的・発達障害者支援施設等の職員に対して専門性の向上を図るため、高齢知的・行動障害・矯正施設・発達障害の分野で、実践で役立つプログラムを取り入れた4つのコースを設け支援技術の習得など、専門性の向上を図ることを目的に実務研修を実施した。 ・高齢知的障害者支援コース 受入実績 3人 ・行動障害者支援コース 受入実績 34人 ・矯正施設を退所した知的障害者支援コース 受入実績 6人	い、支援技術等の習得や知識の向上につなげた。 令和5年度より、新たに取組んだ研修会及びセミナーの開催や参加者の満足度、また実務研修の実施・実習生の受入など、全ての業務において目標値を達成することができ、次年度に向けて大きな自信となった。 以上のことから、総合的に勘案し、B評価とした。 ＜課題と対応＞ なし	
--	-------------------------------------	---	---	--	---	--	--

	つプログラムを取り入れたコース別の実務研修を実施する。 イ 大学・短大・専門学校等の実習生を積極的に受入れ、それぞれのニーズに対応した計画的かつ効果的な実習を提供する。	で役立つプログラムを取り入れたコース別の実務研修を実施する。 イ 大学・短大・専門学校等の実習生を積極的に受入れ、それぞれのニーズに対応した計画的かつ効果的な実習を提供する。		・発達障害児支援コース <table><tr><td>受入実績</td><td>11 人</td></tr><tr><td>合 計</td><td>54 人</td></tr></table> イ 大学・短大・専門学校等の実習生を積極的に受入れ、それぞれのニーズに対応した計画的かつ効果的な実習を提供した。 実習については、学校等で習得した知識・技術について、さらに総合的な応用力を身につけさせるため、利用者支援の実践を通して、施設における知的障害者支援の理論と実際を習得させることを目的に実施した。 また、実施にあたっては目的を達成させるために施設機能や役割、支援対象者のニーズの個別性や信頼関係の築き方、問題解決のための効果的な支援方法等について、習得できるよう各学校のシラバスに基づいた実習計画の作成に配慮している。 ・実習生の受入実績 <table><tr><td>相談援助実習</td><td>7 校</td><td>12 人</td></tr><tr><td>保育実習</td><td>28 校</td><td>91 人</td></tr><tr><td>その他</td><td>3 校</td><td>9 人</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>112 人</td></tr></table> 総合計（ア＋イ） 166 人	受入実績	11 人	合 計	54 人	相談援助実習	7 校	12 人	保育実習	28 校	91 人	その他	3 校	9 人	合 計		112 人		
受入実績	11 人																					
合 計	54 人																					
相談援助実習	7 校	12 人																				
保育実習	28 校	91 人																				
その他	3 校	9 人																				
合 計		112 人																				
○ 評価における指標 養成・研修に関する評価について、以下の指標を設定する。 ① 研修会・セミナーの開催数を毎年度 11 回とする。（平成 30 年度～令和 3 年度実績平均値 11 回） ② 研修会及びセミナー参加者全員を対象にアンケートを行い、満足度の評価基準「満足」と「やや満足」を足した数値を毎年度 80%以上とする。（平成 30 年度～	〈評価における指標〉 i 研修会及びセミナーの開催数を毎年度 11 回とする。 ii 研修会及びセミナー参加者全員を対象にアンケートを行い、満足度の評価基準「満足」と「やや満足」を足した数値を毎年度 80%以上とする。	〈令和 5 年度における評価指標〉 i 研修会及びセミナーの開催数を 11 回とする。 ii 研修会及びセミナー参加者全員を対象にアンケートを行い、満足度の評価基準「満足」と「やや満足」を足した数値を 80%以上とする。	・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。																			

令和 3 年度実績平均値：最上位 68.5%、上位 2 段階 89.4%) ③ 実務研修者及び実習生の受入れを毎年度 150 人以上とする。(平成 30 年度～令和 3 年度実績平均値 111 人) 〈指標の設定及び水準の考え方〉 ・ 従事者の資質向上を測るための指標として、研修会・セミナー等の開催数を採用するが、このほか、養成・研修の成果が支援の実践に活用される指標として、研修会・セミナー等の参加者の満足度を採用する。さらに、満足度のアンケートを実施する際に、研修会・セミナーで得られた成果について活用予定等の把握に努める。 ・ 研修会・セミナーの開催数については、国の政策課題や重点目標に従って開催することから、平成 30 年度～令和 3 年度実績平均値に基づいて成果が期待できる指標とする。 ・ 研修会・セミナーの活用度を測る	iii 実務研修者及び実習生の受入れを毎年度 150 人以上とする。	iii 実務研修者及び実習生の受入れを 150 人以上とする。					
---	---	--	--	--	--	--	--

	指標として、参加者の満足度を設定する。これについては、第4期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成30年度～令和3年度の実績平均値を参考に指標とする。なお、研修会等に満足した参加者は所属機関において研修等の成果を活用すると想定し、評価基準は5段階評価の上位2段階の「満足」「やや満足」を足した評価を付けた者の割合とする。 ・ 実務研修者及び実習生の受入れについては、地域移行等により施設入所利用者数が減少することに伴い、実習が可能な寮が減少することを踏まえ指標を設定する。						
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－4	援助・助言【重点化項目】		
業務に関連する政策・施策	障害者の地域生活や就労を総合的に支援すること（Ⅷ－1－1）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 4 項
当該項目の重要度、困難度	〈重要度：高〉 ・全国の知的・発達障害関係施設等においては、障害者の支援ニーズが多様化する中、個々の機関で課題を解決することが困難な場合があり、現に、関係機関、病院等からの問い合わせが増加している。こうした事態に対処するため、豊富な知見を有するのぞみの園による援助・助言を行うことは重要である。また、こうした取組は、障害者支援の質の向上、人材の養成にもつながることから、その果たす役割は重要。	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ																
	① 主要なアウトプット（アウトカム）情報									② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度				5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
	援助・助言の件数 （計画値）	毎年度 450 件以上	－	450 件以上							予算額（千円）	12,628				
	援助・助言の件数 （実績値）	－	468 件 （第 4 期中期目 標期間平均値）	523 件							決算額（千円）	12,253				
	達成度	－	－	116%							経常費用（千円）	△2,725				
	講師派遣件数 （計画値）	毎年度 140 件以上	－	140 件以上							経常利益（千円）	1,488				
	講師派遣件数 （実績値）	－	138 件 （第 4 期中期目 標期間平均値）	186 件							行政コスト（千円）	△2,725				
	達成度	－	－	133%							従事人員数	2				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	4 援助・助言 重度知的障害者の地域移行、知的・発達障害者の支援方法及び障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術について、のぞみの園における専門的・先駆的な取組みや調査・研究の成果等に基づき、全国の知的・発達障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うとともに、全国の知的・発達障害関係施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、支援の実践につなげることができるような内容とすること。 また、求めに応じたのぞみの園から研修講師や支援についてのアドバイザーの派遣を行うほか、著しい行動障害等を有する者の支援体制の強化を図るため、先進事業所との連携を進め、支援等についての全国的ネットワーク構築（ICT活用を含む）に向けた必要な取り組みを行う	4 援助・助言 重度知的障害者の地域移行、知的・発達障害者の支援方法及び障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術について、のぞみの園における専門的・先駆的な取組や調査・研究の成果等に基づき、全国の知的・発達障害者支援施設等の求めに応じて援助・助言を行うとともに、全国の知的・発達障害者支援施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、支援の実践につなげることができるような内容とする。 また、求めに応じたのぞみの園から研修講師や支援についてのアドバイザーの派遣を行うほか、著しい行動障害等を有する者の支援体制の強化を図るため、先進事業所との連携を進め、支援等についての全国的ネットワーク構築（ICT活用を含む）に向けた必要な取り組みを行うなど、障害者支援	4 援助・助言 重度知的障害者の地域移行、知的・発達障害者の支援方法及び障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術について、のぞみの園における専門的・先駆的な取組や調査・研究の成果等に基づき、全国の知的・発達障害者支援施設等の求めに応じて援助・助言を行うとともに、全国の知的・発達障害者支援施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、支援の実践につなげることができるような内容とする。 また、求めに応じたのぞみの園から研修講師や支援についてのアドバイザーの派遣を行うほか、著しい行動障害等を有する者の支援体制の強化を図るため、先進事業所との連携を進め、支援等についての全国的ネットワーク構築（ICT活用を含む）に向けた必要な取り組みを行う	＜主な定量的指標＞ ・全国の知的障害関係施設等に対し行う援助・助言の件数 ・全国の知的障害関係施設等に派遣する講師の派遣件数 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・のぞみの園における専門的・先駆的な取組みや調査・研究の成果等に基づき、全国の知的・発達障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うとともに、その援助・助言が全国の知的・発達障害関係施設等における自立支援活動に寄与し、支援の実践に繋がる内容となるよう取り組んでいるか。	＜主要な業務実績＞ ○ 援助・助言の実施にあたっては、ホームページ等の広報媒体を活用して、高齢知的障害者の支援を始め、著しい行動障害等を有する知的障害者の支援、矯正施設を退所した知的障害者の支援、発達障害児の支援などについて紹介するとともに、調査・研究の成果や研修・養成に関する実施事業について情報提供した。 また、年4回発行しているニュースレター（毎月約4,000部発行）に全国の障害者支援施設等への援助・助言として記事を掲載するなど、広報活動の充実を図った。 ○ 援助・助言の件数は、令和5年度は523件となり、目標（毎年度450件以上）を達成した。 ・電話等 337件（令和4年度 394件） ・講演・講師派遣 186件（令和4年度 147件） （うちオンラインによる派遣84件（令和4年度65件）） ○ 援助・助言の提供にあたっては、より専門的かつ効果的な援助・助言を行うため、園内の関係部と連携を図り、要請者の希望に沿った効果的な方法を選択して実施した。 講師派遣の件数は、オンラインによる派遣も行った結果、186件となり、目標（毎年度140件以上）を達成した。 講演・講師派遣の依頼内容は、行動障害等を有する者の支援に関することや、高齢知的障害者支援に関することが多く、年々増加してきている中、各障害者支援施設等の要請に応じた専門性をもつ職員を、毎日の利用者への支援体制との調整を図りながら派遣している。 また、令和5年度も、講師派遣において、講演料等を徴収し、自己収入の増加に努めた。	＜評定と根拠＞ 評定 A 障害者支援施設などへの援助・助言の実施件数及び講師派遣件数は、523件となり目標（450件以上）を上回った。電話等による相談では、特に喫緊の課題である強度行動障害者支援に関すること、高齢知的障害者支援に関すること、障害者総合支援法の制度等に関すること、発達障害児者への支援等についての問い合わせが多く、当法人の研究による成果や実践から得られた支援方法等について丁寧に助言した。 相談者の内訳では、障害者支援施設等が最も多く、次いで福祉関係機関、教育機関、市町村などがあり、強度行動障害及び高齢知的障害者を地域で支える事業所等からの相談が多くなっている。 援助・助言の合計 523 件のうち、講師派遣件数については 186 件となり目標（140 件以上）を達成した。感染症防止や集合における移動時間の削減等からオンラインでの講義を84件行った。 相談内容としては、当法人の重点項目の一つである強度行動障害者支援等に係る相談が最も多く「強度行動障害者支援」（211 件）、以	【評定】 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

	うなど、障害者支援の質の向上に寄与すること。	の質の向上に寄与する。	など、障害者支援の質の向上に寄与する。		なお、支援方法や地域移行等に関する問い合わせについては、調査・研究の成果物である各種有償刊行物も活用して、援助・助言を行った。 ○ 援助・助言の実施件数の内訳は以下のとおりであった。 【相談者等の内訳】 <table><tr><td>障害者支援施設等</td><td>195 件</td></tr><tr><td>国立機関</td><td>22 件</td></tr><tr><td>都道府県</td><td>28 件</td></tr><tr><td>政令指定都市・中核市</td><td>6 件</td></tr><tr><td>市町村</td><td>44 件</td></tr><tr><td>相談機関</td><td>43 件</td></tr><tr><td>教育関係機関</td><td>52 件</td></tr><tr><td>福祉関係機関</td><td>105 件</td></tr><tr><td>医療関係機関</td><td>22 件</td></tr><tr><td>その他</td><td>6 件</td></tr><tr><td>合 計</td><td>523 件</td></tr></table> (令和 4 年度実績 541 件) 【相談内容の内訳】 <table><tr><td>障害者総合支援法</td><td>37 件</td></tr><tr><td>地域移行関係</td><td>22 件</td></tr><tr><td>高齢知的障害者関係</td><td>73 件</td></tr><tr><td>行動障害者支援関係</td><td>211 件</td></tr><tr><td>触法知的障害者支援関係</td><td>17 件</td></tr><tr><td>発達障害者支援関係</td><td>32 件</td></tr><tr><td>医療と福祉関係</td><td>36 件</td></tr><tr><td>就労支援関係</td><td>0 件</td></tr><tr><td>事業運営関係</td><td>8 件</td></tr><tr><td>養成及び研修関係</td><td>66 件</td></tr><tr><td>調査研究関係</td><td>7 件</td></tr><tr><td>その他</td><td>14 件</td></tr><tr><td>合 計</td><td>523 件</td></tr></table> (再掲：令和 4 年度実績 541 件)	障害者支援施設等	195 件	国立機関	22 件	都道府県	28 件	政令指定都市・中核市	6 件	市町村	44 件	相談機関	43 件	教育関係機関	52 件	福祉関係機関	105 件	医療関係機関	22 件	その他	6 件	合 計	523 件	障害者総合支援法	37 件	地域移行関係	22 件	高齢知的障害者関係	73 件	行動障害者支援関係	211 件	触法知的障害者支援関係	17 件	発達障害者支援関係	32 件	医療と福祉関係	36 件	就労支援関係	0 件	事業運営関係	8 件	養成及び研修関係	66 件	調査研究関係	7 件	その他	14 件	合 計	523 件	降、「高齢知的障害者関係」(73 件)、「養成及び研修関係」(66 件)であった。 他では障害者本人の支援方法や家族の問題等、地域生活を送る上で困難な事例と思われる内容が多数を占めていた。 強度行動障害者等が精神科病院等から退院して地域で支えていくための環境（連携）整備の方法や事業所での構造化の仕組み作り等の助言を行い、高齢知的障害者関係では、高齢化による機能低下についての助言や事業所における看取り支援について助言を行った。養成及び研修関係に関しては、困難事例におけるグループワーク等の助言を行った。 電話等による援助・助言件数、講師派遣件数ともに実績値は目標値を達成していること、援助・助言において、障害福祉施策の動向や支援困難とされる障害者のより専門的で質の高い支援方法など、内容が多岐にわたることに対して、相談者のニーズに合わせて、対応できたことから判断して、A 評定とした。 ＜課題と対応＞ なし
障害者支援施設等	195 件																																																					
国立機関	22 件																																																					
都道府県	28 件																																																					
政令指定都市・中核市	6 件																																																					
市町村	44 件																																																					
相談機関	43 件																																																					
教育関係機関	52 件																																																					
福祉関係機関	105 件																																																					
医療関係機関	22 件																																																					
その他	6 件																																																					
合 計	523 件																																																					
障害者総合支援法	37 件																																																					
地域移行関係	22 件																																																					
高齢知的障害者関係	73 件																																																					
行動障害者支援関係	211 件																																																					
触法知的障害者支援関係	17 件																																																					
発達障害者支援関係	32 件																																																					
医療と福祉関係	36 件																																																					
就労支援関係	0 件																																																					
事業運営関係	8 件																																																					
養成及び研修関係	66 件																																																					
調査研究関係	7 件																																																					
その他	14 件																																																					
合 計	523 件																																																					
〈重要度：高〉 ・ 全国の知的・発達障害関係施設等においては、障害者の支援ニーズが多様化する中、個々の機関で課題を解決することが困難な場合があり、現に、関係機関、病院等からの問い合わせが増加している。こうした事態に対処するため、豊富な知見を有するのぞみの園による援助・助言を行うことは重要である。また、こうした取組は、障害者支援の質の向上、人材の養成にもつながることから、その果たす役割は重要である。	〈具体的な取組〉 ア 専門性の高い援助・助言の実施 全国の知的・発達障害者支援施設等における自立支援活動に寄与するため、のぞみの園が蓄積したノウハウに基づき、適切かつ専門性の高い援助・助言を行う。 イ 研修会等への講師派遣 自治体、知的・発達障害に関わる支援者等が主催する研修会等へ積極的に講師を派遣する。 ウ 知的・発達障害者支援施設等への職員派遣 のぞみの園における専門的・先駆的な取組に基づき、事業所の求めに応じて研修講師や支援についてのアドバイザーとなる職員を派遣する。 エ 援助・助言事例の情報発信 援助・助言で対応した知的・発達障害	〈具体的な取組〉 ア 専門性の高い援助・助言の実施 全国の知的・発達障害者支援施設等における自立支援活動に寄与するため、のぞみの園が蓄積したノウハウに基づき、適切かつ専門性の高い援助・助言を行う。 イ 研修会等への講師派遣 自治体、知的・発達障害に関わる支援者等が主催する研修会等へ積極的に講師を派遣する。 ウ 知的・発達障害者支援施設等への職員派遣 のぞみの園における専門的・先駆的な取組に基づき、事業所の求めに応じて研修講師や支援についてのアドバイザーとなる職員を派遣する。 エ 援助・助言事例の情報発信 援助・助言で対応した知的・発達障害者																																																				

	○ 評価における指標 援助・助言に関する評価について、以下の指標を設定する。 ① 全国の知的・発達障害関係施設等に対し行う援助・助言の件数を毎年度450件以上とする。 （平成30年度～令和3年度の実績平 均値449件） ② のぞみの園から全国の知的・発達障害関係施設等に派遣する講師の派遣件数を毎年度140件以上とする。（平成30年度～令和3年度の実 績平均値136件） 〈指標の設定及び水準の考え方〉 ・ 全国の知的・発達障害関係施設等	者の支援方法及び障害者総合支援法に基づくサービスの効果的活用などについて、ホームページやニュースレター等を通じて情報発信する。 〈評価における指標〉 i 全国の知的・発達障害者支援施設等に対し行う援助・助言の件数を毎年度450件以上とする。 ii のぞみの園から全国の知的・発達障害者支援施設等に派遣する講師等の派遣件数を毎年度140件以上とする。	の支援方法及び障害者総合支援法に基づくサービスの効果的活用などについて、ホームページやニュースレター等を通じて情報発信する。 〈令和5年度における評価指標〉 i 全国の知的・発達障害者支援施設等に対し行う援助・助言の件数を450件以上とする。 ii のぞみの園から全国の知的・発達障害者支援施設等に派遣する講師等の派遣件数を140件以上とする。	・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。			
--	---	--	--	----------------------------------	--	--	--

	の活動に寄与した程度を図る指標として、援助・助言の件数、講師派遣の件数を採用する。 援助・助言の件数、講師派遣の件数については、第4期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成30年度～令和3年度の実績平均値以上を指標とする。						
--	---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－5	その他の業務		
業務に関連する政策・施策	障害者の地域生活や就労を総合的に支援すること（Ⅷ－1－1）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 4 項
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ															
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度				5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
地域の知的障害者等への健康診断（計画値）	毎年度 150 人以上		150 人以上								予算額（千円）	761, 029			
地域の知的障害者等への健康診断（実績値）		135 人 （第 4 期中期目標期間平均値）	209 人								決算額（千円）	757, 188			
達成度			139%								経常費用（千円）	824, 775			
診療所外来利用者数（計画値）	毎年度 5, 400 人以上	－	5, 400 人以上								経常利益（千円）	△47, 265			
診療所外来利用者数（実績値）	－	5,334 人 （第 4 期中期目標期間平均値）	5, 814 人								行政コスト（千円）	839, 143			
達成度	－	－	108%								従事人員数	108			
児童発達支援事業利用率（計画値）	年間 80% 以上	－	80%以上												
児童発達支援事業利用率（実績値）	－	78% （第 4 期中期目標期間平均値）	76%												
達成度	－	－	95%												
放課後デイ利用率（計画値）	年間 80% 以上	－	80%以上												
放課後デイ利用率（実績値）	－	79% （第 4 期中期目標期間平均値）	77%												

	達成度	－	－	96%												
	就労 B 型利用率 （計画値）	年間 80%以上	－	80%以上												
	就労 B 型利用率 （実績値）	－	71% （第 4 期中期目標期間平均値）	75%												
	達成度	－	－	94%												
	短期入所（延べ受入）日数 （計画値）	毎年度 1,500 日以上	－	1,500 日以上												
	短期入所（延べ受入）日数 （実績値）	－	1,500 日 （第 4 期中期目標期間平均値）	1,824 日												
	達成度	－	－	122%												

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	5 その他の業務 1 から 4 に附帯する以下の各種業務を行うこと。	5 その他の業務 1 から 4 に附帯する以下の各種業務を行う。	5 その他の業務 1 から 4 に附帯する以下の各種業務を行う。	<主な定量的指標> ・地域の知的障害者等への健康診断 ・診療所外来利用者数 ・児童発達支援事業の利用率 ・放課後デイ利用率 ・就労 B 型利用率 ・短期入所の延べ受入日数 <その他の指標> ・入院病床利用数 ・家族支援（保護者相談会）の実施回数 ・家族支援（ペアレントトレーニング）の実施回数 ・保育所等の訪問件数 ・発達障害への理解等を深める勉強会回数 ・日中一時支援の延べ受入日数	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定 B ○診療所の運営については、生活支援部と連携して施設入所利用者の高齢化、重症化等に対応した適切な医療を行うとともに、地域の知的障害者や発達障害児・者に対する診療や健康診断等を実施した。外来利用者数（入所利用者を除く）は 5,814 人と、目標値(5,400 人以上)を上回る実績を残した。特に精神科においては、発達障害を中心とした児童思春期精神医療の専門医により新規患者を 140 人受け入れた。 地域の知的障害者等への健康診断は 209 人と目標値（150 人以上）を上回る実績を残した。これまでの広報活動を通じて新たに 4 事業所から 41 人、個人では外来診療等を通じて 11 人の新規の取り扱いがあった。 入所者の機能低下に対しては、健康増進プログラムの一環として行っている寮内運動を全寮で実施するとともに、定期的に理学療法士が各寮を訪問し状況把握等に努めた。 発達障害児者への支援については、精神科医療と福祉的支援の連携を図り、一人ひとりの個性と能力に応じた支援を行ってき	【評定】 <評定に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項> （外部有識者からの主な意見）
	（1）診療所の運営を行うこと。なお、運営に当たっては、重度・高齢化が進む施設入所利用者に対し、予防医療やリハビリ等、一人ひとり	（1）診療所の運営を行う。なお、運営に当たっては、重度・高齢化が進む施設入所利用者に対し、予防医療やリハビリ等、一人ひとりの状態に合った適正な医	（1）診療所の運営を行う。なお、運営に当たっては、重度・高齢化が進む施設入所利用者に対し、予防医療やリハビリ等、一人ひとりの状態に合った適	<評価の視点> ・重度・高齢化が進む施設入所利用者に対し、予防医療やリハビリ等、一人ひとりの状態に合った医療を提供しているか。また、	（1）診療所の運営 ・診療所について、施設入所利用者の高齢化、重症化等に対応して適切な医療を行うとともに、地域の知的障害者や発達障害児・者に対しても診療や健康診断等を実施した。 外来利用者数（入所利用者を除く）は 5,814 人と、目標値（5,400 人以上）を上回る実績を残した。特に精神科においては、発達障害を中心とした児童思春期精神医療の専門医により新規患者を 140 人受け入れた。		

	の状態に合った適正な医療を提供すること。また、行動障害を有する者等への心理・精神面からの医療的アプローチによる二次障害等の軽減を図るなど、診療所の機能を有効に活用すること。 また、診療所の機能を活用して、地域の知的障害者や発達障害児・者に医療の提供を行うとともに、家族支援を行うこと。 なお、更なる診療所の効率的な運営を進め、経営改善に努めること。	療を提供する。また、行動障害を有する者等への心理・精神面からの医療的アプローチによる二次障害等の軽減を図るなど、診療所の機能を有効に活用する。 また、診療所の機能を活用して、地域の知的障害者や発達障害児・者に医療の提供を行うとともに、家族支援を行うこと。 なお、更なる診療所の効率的な運営を進め、経営改善に努める。 〈具体的な取組〉 ① 医療的ケアが日常的に必要な移行前の施設入所利用者の地域移行を可能にするため、支援部門と看護師及びコメディカルが協業し、移行先での生活を見据えた医療的支援を行う。 ② 施設入所利用者の高齢化、身体・認知等の機能低下に対応するため、リハビリ（理学療法、作業療法、言語聴覚療法）を行いADLの維持・向上に努める。	正な医療を提供する。また、行動障害を有する者等への心理・精神面からの医療的アプローチによる二次障害等の軽減を図るなど、診療所の機能を有効に活用する。 また、診療所の機能を活用して、地域の知的障害者や発達障害児・者に医療の提供を行うとともに、家族支援を行うこと。 なお、更なる診療所の効率的な運営を進め、経営改善に努める。 〈具体的な取組〉 ① 医療的ケアが日常的に必要な移行前の施設入所利用者の地域移行を可能にするため、支援部門と看護師及びコメディカルが協業し、移行先での生活を見据えた医療的支援を行う。 ② 施設入所利用者の高齢化、身体・認知等の機能低下に対応するため、リハビリ（理学療法、作業療法、言語聴覚療法）を行いADLの維持・向上に努める。	行動障害を有する者等への心理・精神面からの医療的アプローチに努めているか。さらに、地域の知的障害者や発達障害児・者への医療の提供や家族支援を行っているか。加えて、診療所の運営について、経営改善に努めているか。	【外来利用者数（入所利用者を除く）】 <table><tr><td>・内科</td><td>921 人（対前年度比</td><td>193 人増）</td></tr><tr><td>・精神科</td><td>4,365 人（対前年度比</td><td>187 人増）</td></tr><tr><td>・整形外科</td><td>33 人（対前年度比</td><td>14 人増）</td></tr><tr><td>・皮膚科</td><td>34 人（対前年度比</td><td>2 人増）</td></tr><tr><td>・歯科</td><td>461 人（対前年度比</td><td>82 人増）</td></tr></table> （令和4年度実績：5,336 件） ①医療的ケアが必要な施設入所利用者の地域移行については医療ソーシャルワーカーが中心となり診療情報提供書等の準備や移行先の医療資源等について情報提供するなどの調整を行った。法人が運営するグループホームへ移行した者については、地域の訪問看護ステーションとの利用調整や必要に応じて外部医療機関等と受診や入退院の調整を担うなどフォローアップを行っている。 ②施設利用者の機能低下に対しては、健康増進プログラムの一環として行っている寮内運動を全寮で実施するとともに、定期的に理学療法士等が各寮を訪問し状況把握等に努めた。 ・リハビリテーション加算の対象者 平均実績 75 人 ・リハビリテーションの実施人数 実績 4,176 人 ・摂食機能療法の実施人数 実績 587 人	・内科	921 人（対前年度比	193 人増）	・精神科	4,365 人（対前年度比	187 人増）	・整形外科	33 人（対前年度比	14 人増）	・皮膚科	34 人（対前年度比	2 人増）	・歯科	461 人（対前年度比	82 人増）	り、児童発達支援事業では、これまでの運営に加え、家族支援の一環として支援ツールワークショップを年間 11 回開催し、家庭生活の安定に努めた。感染症に伴う休園(休校)、学級閉鎖、家族等の感染に伴う送迎不可の影響もあり、利用率は児童発達支援は 76%、放課後デイについては 77%と、それぞれ目標（年間 80%以上）を達成することができなかった。 保育所等訪問支援事業では、保育所、幼稚園、こども園においては療育と連携しながら地域においてきめ細やかな支援を受けられるように助言を行い、小学校、中学校においては、進学、進級による不適応を最小限に抑えるため保育所等訪問を活用することにより切れ目のない支援を行った。また、特別支援学校に対しては著しい行動障害のため不適応状態にある困難事例に対し専門性の高い支援を行い、安定した生活を目指した。これらの取り組みについて保育や教育機関関係者からの聞き取りや、保護者からアンケート調査を実施した結果、満足度において高い評価を得ることができた。また、結果については、ホームページを通じて公開している。 地域の障害者に対する支援については、近隣市町村の知的障害者に対して、短
・内科	921 人（対前年度比	193 人増）																			
・精神科	4,365 人（対前年度比	187 人増）																			
・整形外科	33 人（対前年度比	14 人増）																			
・皮膚科	34 人（対前年度比	2 人増）																			
・歯科	461 人（対前年度比	82 人増）																			

	③ 有期限で受入れを行う著しい行動障害を有する者等に対し、精神科医、公認心理師等が医療的アプローチによる二次障害等の軽減を図るなど支援部門と連携し、的確な個別支援方法の構築に寄与する。 ④ 施設利用者に提供する健康診断等の予防的医療を地域の知的障害、発達障害等のある方に提供するとともにライフステージにおいて必要な医療提供に繋げる。 ⑤ 診療所の経営改善に向け、外部有識者を交えた検討会を開催する。 ⑥ 「ターミナルケア」「医療的ケア」について、支援部門と連携し、医療支援のあり方を検討し、実践に繋げる。 ⑦ 臨床実践で得られた「医療と福祉の連携モデル」について、研究部と協業し全国の障害者施設等へ情報発信を行う。	③ 有期限で受け入れを行う著しい行動障害を有する者等に対し、精神科医、公認心理師等が医療的アプローチによる二次障害等の軽減を図るなど支援部門と連携し、的確な個別支援方法の構築に寄与する。 ④ 施設利用者に提供する健康診断等の予防的医療を地域の知的障害及び発達障害等のある方に提供するとともにライフステージにおいて必要な医療提供に繋げる。 ⑤ 診療所の経営改善に向け、外部有識者を交えた検討会を開催する。 ⑥ 「ターミナルケア」「医療的ケア」について、支援部門と連携し、医療支援のあり方を検討し、実践に繋げる。 ⑦ 臨床実践で得られた「医療と福祉の連携モデル」について、研究部と協業し全国の障害者施設等へ情報発信を行う。		③有期限で受け入れを行う著しい行動障害を有する者等への医療的アプローチについては、精神科医師による診療のほか、今年度から公認心理師による心理検査（Vineland-II・適応行動尺度、BPI-01・問題行動評価尺度等）を入所時に実施し、検査結果を支援計画に活用することとした。また入所中に支援の再検討を必要とする場合や退所時における支援効果の評価のため、入所時と同様の検査を行うこととした。 ・有期限で受け入れを行う著しい行動障害を有する者等への心理検査の実施状況：入所時 16 人、入所中 1 人、退所時 1 人。 ④地域の知的障害者等への健康診断は 209 人（うち法人グループホーム利用者 33 人）と目標値（150 人以上）を上回る実績を残した。市内日中系サービス事業所及び共同生活援助事業所へリーフレット送付並びに法人ホームページへの掲載、また令和 5 年度からは群馬県知的障害者福祉協会が主催する会議の場での説明など各種の広報活動を通じて新たに 4 事業所から 41 人、個人では外来診療等を通じて 11 人の新規の取り扱いがあった。受診理由として、健康状態の把握、服薬による副作用等の不安解消、他院で採血ができない等の理由から当診療所に申し込まれた経緯が伺えた。 ⑤経営改善については、入院病床を廃止し障害福祉サービス（生活寮）に転換するためプロジェクトチームを発足し、令和 6 年度より新体制で運営を開始するための検討を行った。 ⑥法人内のターミナルケアプロジェクトチームに診療所の看護師や事務員が参加し、仕組み作りやグリーフケアのあり方などの検討を行った。グリーフケアについては公認心理師が中心となり全体研修やアンケートの提案を行った。 ⑦日常生活の中に運動習慣を溶け込ませる活動を設け、身体機能・能力の低下を予防するための取り組み「健康増進プログラム」に関する 5 年間の臨床実践の成果をニュースレター 77 号で情報発信した。	期入所又は、日中一時支援等必要なサービスを提供してきたが、令和 5 年度からは、地域生活を支援するための新たなサービスとして、日中サービス支援型共同生活援助、共同生活援助（包括型）において、短期入所事業の事業所登録を行い、受け入れ枠の増を図った。 これらのことを総合的に勘案し、B 評価とした。 ＜課題と対応＞ なし	
（２） 発達障害児・者の支援を行うこ	（２） 発達障害児・者の支援を行う。な	（２） 発達障害児・者の支援を行	・発達障害児・者の支援にあたり、本	（２）発達障害児・者の支援 ○精神科医療と福祉的支援の連携を図り、必要に応じて心理検査・心		

	と。なお、支援に当たっては、本人の障害特性にあった効果的な支援を提供すること。また、行動障害に対するリスクが軽減されるよう、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活が送れるよう支援することに留意すること。	お、支援に当たっては、本人の障害特性にあった効果的な支援を提供する。また、行動障害に対するリスクが軽減されるよう、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活が送れるよう支援することに留意する。	う。なお、支援に当たっては、本人の障害特性にあった効果的な支援を提供する。また、行動障害に対するリスクが軽減されるよう、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活が送れるよう支援することに留意する。	人の障害特性にあった効果的な支援を提供しているか。また、行動障害に対するリスクが軽減されるよう、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活が送れるよう支援することに留意しているか。	理面接等を実施し、家族の子育てへの不安や困り感等に寄り添いつつ発達障害児・者に対し一人ひとりの個性と能力に応じた支援を行った。 児童発達支援事業では、未就学児を対象として、利用児の発育段階やニーズに応じて5クラスに分け、必要なスキル獲得を目的としたプログラムを実施し、教育への移行がスムーズにできるよう支援を提供した。 放課後等デイサービス事業では、子どもの社会生活能力に応じたグループを設定することでソーシャルスキルトレーニング中心とした支援の提供を行った。 なお、児童発達支援事業については定員 30 人、放課後等デイサービス事業については定員 10 人として運営しているが、保育園、学校での感染症に伴う休園（休校）、学級閉鎖、家族等の感染に伴う送迎不可の影響もあり、利用率は児童発達支援 76%、放課後等デイサービスは 77%と、目標（年間 80%以上）を達成することができなかった。 また、保護者支援プログラムとしてテーマ別勉強会（障害特性理解の助けとなる事をテーマにした勉強会、家族支援の一環としてのツールワークショップ）、ペアレントトレーニングを計 65 回実施した。 ・テーマ別研修会 41 回（うち、家族支援の一環として支援ツールワークショップを 11 回開催） ・ペアレントトレーニング 24 回 さらに、関係機関との連携を図ること等により、地域社会で生活環境を整える実践を通して、全国の関係事業所等で活用が出来るよう Vineland-II、ICF を活用した標準化されたアセスメントモデルを構築し、講演等通じてその普及に取り組んだ。 【注 1】「Vineland-II」とは、0 歳 0 カ月～92 歳 11 カ月の適応行動（個人的、または社会的充足に必要な日常活動の能力）を評価する検査である。検査者は対象者の様子をよく知っている回答者（保護者や介護者など）に半構造化面接を行う。個別支援計画の立案のほか、支援効果の評価など幅広い分野で活用することができる。 【注 2】「ICF」とは、医学モデルと社会モデルとを総合した「統合モデル」で、健康状態、心身機能・身体構造、活動、参加、環境因子、個人因子の相互作用で生きることを捉えるもの。 ○保育所等への訪問による助言については、専門的知識・経験を有するスタッフが、保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校、特別支援学校を定期的に訪問した。発達障害児一人ひとりの特性や能力を捉えて、集団生活に適応できるように支援方法、環境調整、配慮事項等について援助・助言を行った。 感染症の影響により、訪問予定先よりキャンセルの連絡が入る事もあったが、契約件数・訪問回数ともに令和 4 年度を上回る成果を上げることができた。	
	〈具体的な取組〉 ア 切れ目のない支援の実施 精神科医療と福祉的支援の連携を図り、発達障害児・者に対し適切なアセスメントを実施し、一人ひとりの個性と能力に応じた個別支援計画を作成するとともに、関係機関との連携を図ること等により、切れ目のない支援を実施する。 また、家族に対する支援にも取り組む。 イ 保育所等への訪問による助言 保育所等訪問支援を実施し、発達障害児が集団生活に適応できるよう専門的な助言やその他必要な支援を行う。	〈具体的な取組〉 ア 切れ目のない支援の実施 精神科医療と福祉的支援の連携を図り、発達障害児・者に対し適切なアセスメントを実施し、一人ひとりの個性と能力に応じた個別支援計画を作成するとともに、関係機関との連携を図ること等により、切れ目のない支援を実施する。 また、家族に対する支援にも取り組む。 イ 保育所等への訪問による助言 保育所等訪問支援を実施し、発達障害児が集団生活に適応できるよう専門的な助言やその他必要な支援を行う。				

	（３）地域の障害者に対する短期入所、就労支援、日中一時支援など地域生活の支援を行うこと。	（３） 地域の障害者に対する短期入所、就労支援、日中一時支援など地域生活の支援を行う。 〈具体的な取組〉 地域の障害者に対し、短期入所、就労支援、日中一時支援などの地域生活を支援するサービスを実施する。 就労支援などの通所事業利用者に対して標準化されたアセスメントを実施し支援を行う。	（３） 地域の障害者に対する短期入所、就労支援、日中一時支援など地域生活の支援を行う。 〈具体的な取組〉 地域の障害者に対し、短期入所、就労支援、日中一時支援などの地域生活を支援するサービスを実施する。 就労支援などの通所事業利用者に対して標準化されたアセスメントを実施し支援を行う。	・地域の障害者に対する、短期入所、就労支援、日中一時支援など地域生活の支援を行っているか。	（３）地域の障害者に対する支援 ○高崎市及び近隣市町村の知的障害者に対して、短期入所又は、日中一時支援等必要なサービスを提供した。 ○短期入所について、施設入所での短期入所受け入れにおいては、コロナウィルス感染症が令和５年５月から感染症法上の５類に分類されたことにより、感染のリスクを考慮し利用を控えていた利用者が利用を再開された。また、保護者の体調や家族状況の変化等で支給量が増えた利用者の宿泊日数が増した。また、共同生活援助サービスでの短期入所受入れにおいては、令和５年度から、地域生活を支援するための新たなサービスとして、日中サービス支援型共同生活援助１室、共同生活援助(包括型)において空床型の短期入所事業の事業所登録を行い、受け入れ枠の増を図った。こうしたことから、短期入所は、年間 1,824 日となり、目標（毎年度 1,500 日以上）を達する事ができた。また、日中一時支援については、延べ 134 日の利用があった。 就労継続支援 B 型は、定員 20 名でしいたけ栽培を中心とした生産活動の提供を行っているが、年度当初の契約者は 19 人、年度末で 17 名の契約であり、利用率は 75%(目標 80%以上)と目標に達する事はできなかった。新規契約者の確保に向けて、支援学校 3 校や地域相談事業所等に出向くなどして、情報収集及び広報活動を実施した。結果、令和 6 年度からの新規利用者 2 人(4 月 1 人、5 月 1 人)を確保する事ができた。年度途中で利用契約解除に至った者の内、1 人は特例子会社に就職(採用日：令和 6 年 1 月 1 日)する事ができた。就職活動にあたっては、職場見学、職場実習を数回実施すると共に、就職先企業、就業・生活相談支援センター、ハローワークと情報共有を進めながら行った。 地域の障害者の支援向上の為、地域支援部では、多種多様の福祉サービスを提供しており、就学前からの切れ目のない支援を実施している。各福祉サービスにおける支援を通じて、Vineland-Ⅱ、ICF を活用した標準化されたアセスメントを実施しており、勉強会(地域支援部内講習会)を 15 回開催した。また、法人内研究「障害児サービス、障害児支援に於ける Vineland-Ⅱと ICF を活用したアセスメント及びモニタリングに関する支援者の意識調査」については、研究部と協同で取り組んでいる。		
	（４）評価における指標 i 地域の知的障害者等への健康診断を毎年度 150 人以上とする。 ii 地域の発達障害児・者等への診療件	（４）令和５年度における評価指標 i 地域の知的障害者等への健康診断を 150 人以上とする。 ii 地域の発達障害児・者等への診療	・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。	＜参考指標＞ ・入院病床利用数 8 床 (参考指標：入院病床利用数一日平均 11 床以上) ・家族支援（保護者相談会）の実施回数 23 回 (参考指標：家族支援（保護者相談会）の開催を 20 回以上) ・保育所・幼稚園等の訪問件数 740 件 (参考指標：保育所・幼稚園等の訪問件数 800 件以上)			

	数を毎年度 5,400 人以上とする。 iii 児童発達支援の利用率を毎年度 80%以上とする。 iv 放課後等デイサービスの利用率を毎年度 80%以上とする。 v 就労継続支援 B 型の利用率を毎年度 80%以上とする。 vi 短期入所の延べ受入日数を毎年度 1,500 日以上とする。 〈参考指標〉 ※（１）関連 - 入院病床利用数を 1 日平均 11 床以上とする。 - 家族支援（保護者相談会）の開催を毎年度 20 回以上とする。 ※（２）関連 - 保育所等訪問支援の実施回数を毎年度 800 回以上とする。 - 家族支援（ペアレントトレーニング）の開催を毎年度 20 回以上とする。 - 発達障害への理解や対応を深める勉強会を毎年度 20 回以上とする。 ※（３）関連 - 日中一時支援の延べ受入日数を毎年度 240 日以上とする。	件数を 5,400 人以上とする。 iii 児童発達支援の利用率を 80%以上とする。 iv 放課後等デイサービスの利用率を 80%以上とする。 v 就労継続支援 B 型の利用率を 80%以上とする。 vi 短期入所の延べ受入日数を 1,500 日以上とする。 〈参考指標〉 ※（１）関連 - 入院病床利用数を 1 日平均 11 床以上とする。 - 家族支援（保護者相談会）の開催を 20 回以上とする。 ※（２）関連 - 保育所等訪問支援の実施回数を 800 回以上とする。 - 家族支援（ペアレントトレーニング）の開催を 20 回以上とする。 - 発達障害への理解や対応を深める勉強会を 20 回以上とする。 ※（３）関連 - 日中一時支援の延べ受入日数を 240 日以上とする。	- 家族支援（ペアレントトレーニング）の開催回数 24 回 （参考指標：家族支援（ペアレントトレーニング） 20 回以上） - 発達障害者への理解や対応を深める勉強会 30 回 （参考指標：発達障害者への理解や対応を深める勉強会 20 回以上）		
--	---	--	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費の経費（計画値）	中期目標期間最終年度	(50 百万円)	－	－	－	－	－	
	一般管理費の経費（実績値）	－	－	38 百万円					
	削減率	中期目標期間の最終年度（令和 9 年度）の額を第 4 期中期目標期間最終年度（令和 4 年度）と比べて一般管理費（公租公課を除く。）15%以上節減	－	24.0%					
	達成度	－	－	160%					
	事業費等の経費（計画値）	中期目標期間最終年度	(1, 113 百万円)	－	－	－	－	－	
	事業費等の経費（実績値）	－	－	1, 086 百万円					
	削減率	中期目標期間の最終年度（令和 9 年度）の額を第 4 期中期目標期間最終年度（令和 4 年度）と比べて、業務経費 5%以上節減	－	2.4%					
	達成度	－	－	48%					
	常勤職員数（計画値）	中期目標期間最終年度	(177 人)	－					
	常勤職員数（実績値）	－	－	172 人					
	削減率（実績値）	常勤職員数を第 4 期中期目標終了時（令和 5 年 3 月 31 日）と比較して 11%縮減	－	2.8%					
	達成度	－	－	25%					
	資産利用検討委員会の開催数（計画値）	毎年度 3 回以上	－	3 回以上					
	資産利用検討委員会の開催数（実績値）	－	3 回 (第 4 期中期目標	3 回					

			期間平均値)						
	達成度	－	－	100%					
	競争性のある契約の比率 (計画値)	毎年度 90%以上	－	90%以上					
	競争性のある契約の比率 (実績値)	－	91% (第 4 期中期目標 期間平均値)	100%					
	達成度	－	－	111%					
	契約監視委員会の開催数 (計画値)	毎年度 1 回以上	－	1 回以上					
	契約監視委員会の開催数 (実績値)	－	1 回 (第 4 期中期目標 期間平均値) －	1 回					
	達成度	－	－	100%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	第4 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> ・一般管理費の経費の節減 ・事業費の経費の節減 ・常勤職員数の縮減 ・資産利用検討委員会の開催数 ・競争性のある契約の比率 ・契約監視委員会の開催数 <その他の指標> なし	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定：B 公租公課を除く一般管理費及び業務経費については、修繕費の減及びLED化による電気料の抑制等による経費の削減を行った。 既存施設等の有効活用については、法人敷地内のグラウンドや体育館等を地域に開放するとともに、ボランティア活動を行っている企業や団体、大学・専門学校等に広報活動を行い、ボランティア活動を実践する機会を提供し、積極的に共生社会の普及啓発に努めた。 以上のことからB評定とした。 <課題と対応> なし	【評定】 <評定に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>
	1 効率的な業務運営体制の確立 業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るため、次の目標を達成すること。 （1）効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直し提供するサービスの質を確保しつつ、国の政策やのぞみの園の目的を円滑に実行するための効率的かつ柔軟な組織とするため、組織編成等の業務運営体制について、継続	1 効率的な業務運営体制の確立 業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るため、次の措置を講ずる。 （1）効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直し提供するサービスの質を確保しつつ、国の政策やのぞみの園の目的を円滑に実行するための効率的かつ柔軟な組織とするため、組織編成等の業務運営体制について、継続的に	1 効率的な業務運営体制の確立 業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るため、次の措置を講ずる。 （1）効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直し提供するサービスの質を確保しつつ、国の政策やのぞみの園の目的を円滑に実行するための効率的かつ柔軟な組織とするため、組織編成等の業務運営体制について、	<評価の視点> 効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直しを行い、提供するサービスの質を確保し、効率的かつ柔軟な組織編成を行っているか。	・国家公務員に準じて給与規定を改正することにより、引き続き給与水準の適正化を図った。 職員の給与水準（令和5年度ラスパイレス指数）93.5% ・平成26年4月に国家公務員に準じた人事評価制度（能力評価と業績評価からなる）を制定している。		

	的に見直すこと。また、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めるとともに、研修や人事交流等を通じた人材育成を図り、専門性の高い組織運営に努めること。さらに、役職員の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について厳しく検証した上で、その検証結果及び取組状況を公表すること。 （２）業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（公租公課を除く。）について、中期目標期間の最終年度（令和９年度）の額を、第４期最終年度（令和４年度）と比べて１５％以上節減すること。 業務経費について、中期目標期間の最終年度（令和９年度）の額を、第４期最終年度（令和４年度）と比べて５％以上節減すること。	見直しを行う。また、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めるとともに、研修や人事交流等を通じた人材育成を図り、専門性の高い組織運営に努める。さらに、役職員の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について厳しく検証した上で、その検証結果及び取組状況を公表する。 （２）業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（公租公課を除く。）について、中期目標期間の最終年度（令和９年度）の額を、第４期最終年度（令和４年度）と比べて１５％以上節減する。 業務経費について、中期目標期間の最終年度（令和９年度）の額を、第４期最終年度（令和４年度）と比べて５％以上節減する。	継続的に見直しを行う。また、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めるとともに、研修や人事交流等を通じた人材育成を図り、専門性の高い組織運営に努める。さらに、役職員の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について厳しく検証した上で、その検証結果及び取組状況を公表する。 （２）業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（公租公課を除く。）について、中期目標期間の最終年度（令和９年度）の額を、第４期最終年度（令和４年度）と比べて１５％以上節減する。 業務経費について、中期目標期間の最終年度（令和９年度）の額を、第４期最終年度（令和４年度）と比べて５％以上節減する。	・経費の節減が図られているか。	・公租公課を除く一般管理費の節減では、令和５年度は、第４期中期目標期間最終年度（令和４年度）５０百万円と比較して、実績値は３８百万円であり、１２百万円の減となった。これは、修繕費の減及びＬＥＤ化による電気料の抑制等が要因である。 また、業務経費の節減では、令和５年度は、第４期中期目標期間最終年度（令和４年度）１,１１３百万円と比較して、実績値は１,０８６百万円であり、２７百万円の減となった。これは、修繕費の減及びＬＥＤ化による電気料の抑制等が要因である。		
--	---	--	--	------------------------	---	--	--

	なお、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応すること。	〈具体的な取組〉 ア 経費の節減 中期目標に基づく運営費交付金の節減目標を達成するため、常勤職員数の縮減、給与水準の適正化、のぞみの園が策定した「調達等合理化計画」等に基づく調達等の合理化に取り組む。 イ 運営費交付金以外の収入の確保 診療所等、既存事業の効率的な運営により、事業収入の増加を図る。 また、利用者負担を求めることができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。 （３）評価における指標 常勤職員数を第４期中期目標終了時（令和５年３月３１日）と比較して、１１％縮減する。	〈具体的な取組〉 ア 経費の節減 中期目標に基づく運営費交付金の節減目標を達成するため、常勤職員数の縮減、給与水準の適正化、のぞみの園が策定した「調達等合理化計画」等に基づく調達等の合理化に取り組む。 イ 運営費交付金以外の収入の確保 診療所等、既存事業の効率的な運営により、事業収入の増加を図る。 また、利用者負担を求めることができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。 （３）令和５年度における評価指標 常勤職員数を第４期中期目標終了時（令和５年３月３１日）と比較して、２．８％縮減する。	・既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営が図られているか。		
2	効率的かつ効	2	効率的かつ効	2	効率的かつ効	

	果的な施設・設備の利用 既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図ること。	果的な施設・設備の利用 既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図る。 〈具体的な取組〉 ア 施設入所利用者の状況を考慮した利用方法の検討 施設・設備等について、地域移行等による移行前の施設入所利用者数の減少や高齢化、身体・認知等の機能低下が進む施設入所利用者の状況等に合わせた見直しを図るなど、効率的かつ効果的な利用を図る。 イ 地域の社会資源・公共財としての活用 広場、グラウンド等を地域に開放するとともにボランティア活動を行っている企業や団体、大学・専門学校や生涯教育に関わる方等に広報活動を行い、のぞみの園のフィールドを活用してボランティアを实践する機会を提供し、積極的に共生社会の趣旨・理念の普及啓発に努める。	果的な施設・設備の利用 既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図る。 〈具体的な取組〉 ア 施設入所利用者の状況を考慮した利用方法の検討 施設・設備等について、地域移行等による移行前の施設入所利用者数の減少や高齢化、身体・認知等の機能低下が進む施設入所利用者の状況等に合わせた見直しを図るなど、効率的かつ効果的な利用を図る。 イ 地域の社会資源・公共財としての活用 広場、グラウンド等を地域に開放するとともにボランティア活動を行っている企業や団体、大学・専門学校や生涯教育に関わる方等に広報活動を行い、のぞみの園のフィールドを活用してボランティアを实践する機会を提供し、積極的に共生社会の趣旨・理念の普及啓発に努める。		イ 地域の社会資源・公共財としての活用 のぞみの園のグラウンドや体育館等を地域に開放するとともに、ボランティア活動を行っている企業や団体、大学・専門学校や生涯教育に関わる方等に広報活動を行い、のぞみの園のフィールドを活用して、ボランティア活動を实践する機会を提供し、積極的に共生社会の趣旨・理念の普及啓発に努めた。 ・地域への施設開放状況（延べ利用人数） グラウンド ： 75 人 体育館 ： 120 人 テニスコート： 60 人 ・ボランティア受入数 個人（一般） 1 人（音楽活動） （学生） 1 人（環境整備） 団体（一般） 109 人（環境整備） 合 計 111 人		
--	--	--	--	--	--	--	--

	〈評価における指標〉 資産利用検討委員会の開催数を毎年度3回以上とする。	〈令和5年度における評価指標〉 資産利用検討委員会の開催数を3回以上とする。	・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。	・資産利用検討委員会を3回開催（目標：毎年度3回以上）し、地域への施設開放、外部団体への貸出・連携、遠隔地の災害時の受入れ事業等について検討を行った。 【令和5年度資産利用検討委員会開催状況】 資産利用検討委員会 令和5年6月27日 令和5年10月19日 令和6年2月21日								
3 合理化の推進 契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、引き続き随意契約の適正化を推進すること。 ①「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえて、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する。 ②毎年度、「調達等合理化計画」を策定し、その取組状況を公表すること。 ③外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえて、競争性の	3 合理化の推進 契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、引き続き随意契約の適正化を推進する。 ①「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえて、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する。 ② 毎年度、「調達等合理化計画」を策定し、その取組状況を公表する。 ③ 外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえて、競争性の	3 合理化の推進 契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、引き続き随意契約の適正化を推進する。 ①「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえて、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する。 ② 「調達等合理化計画」を策定し、その取組状況を公表する。 ③ 外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえて、競争性の	・契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、年度計画に掲げる取組により、引き続き随意契約の適正化を推進しているか。	・競争性のある契約、契約監視委員会については、「調達等合理化計画」等に基づき実施した。令和5年度においては、契約監視委員会を6月に開催（目標：毎年度1回以上）し、点検・見直しを行い、その結果はホームページで公表した。また、追加の新規案件については、調達等合理化検討会を開催し、審議結果については契約監視委員会に報告し了承を得た。 ・競争性や透明性の確保を図る観点から一般競争入札等を積極的に行った。 全6件の契約のすべてが競争性のある契約であるため実績値は、100%であり、目標（毎年度90%以上）を達成することができた。 <table><tr><td>競争性のある契約</td><td>6件</td></tr><tr><td>競争性のない契約</td><td>0件</td></tr><tr><td>合計</td><td>6件</td></tr></table>	競争性のある契約	6件	競争性のない契約	0件	合計	6件		
競争性のある契約	6件											
競争性のない契約	0件											
合計	6件											

	ない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努めること。	のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。 〈評価における指標〉 i 競争性のある契約の比率を90%以上とする。 ii 契約の適正な実施について点検を受けるための契約監視委員会の開催数を毎年度1回以上とする。	のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。 〈令和5年度における評価指標〉 i 競争性のある契約の比率を90%以上とする。 ii 契約の適正な実施について点検を受けるための契約監視委員会の開催数を1回以上とする。				
--	--	---	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	総事業費に占める自己収入比率（計画値）	中期目標期間中、総事業費に占める自己収入の比率を55%以上	－	55%以上					
	総事業費に占める自己収入比率（実績値）	－	57% (第4期中期目標期間 平均値)	56%					
	達成度	－	－	102%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。	第3 財務内容の改善に関する事項 財務内容の改善に向けて以下のように取り組む。	第3 財務内容の改善に関する事項 財務内容の改善に向けて以下のように取り組む。	<主な定量的指標> ・総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、55%以上にする。 <その他の指標> なし	<主要な業務実績> ・令和5年度における総事業費（退職手当を除く）に占める自己収入の比率は、56%となり目標（55%以上）を上回った。これは、効率的な事業の見直しなど事業運営について、概ね計画通りに実施できたことが主な要因である。また、予算に従ってセグメント毎の収支計画を作成し、事業運営に取り組んだことから、借入金等の発生もなく事業を実施することができた。なお、運営費交付金の収益化については、業務の進行に応じて収益化する業務達成基準を採用している。 令和5年度総事業費（退職手当を除く）2,668百万円 自己収入1,501百万円（56%）	<評定と根拠> 評定：B 総事業費に占める自己収入の比率が目標を上回ることができたので、B評定とした。 <課題と対応> なし	【評定】 <評定に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>
	1 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、55%以上にする。	1 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、55%以上にする。	1 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、55%以上にする。	<評価の視点> ・自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、自己収入比率を55%以上にし、中期計画の予算内の健全な運営を行っているか。			
	2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、適切な予算管理を通じて当該予算内で健全な運営を行うこと。	2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算内で健全な運営を行う。	2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算内で健全な運営を行う。				

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）

○ 目的積立金等の状況は次表のとおりである。

（単位：百万円）

	令和 5 年度末 （初年度）	令和 6 年度末	令和 7 年度末	令和 8 年度末	令和 9 年度末 （最終年度）
前期中期目標期間繰越積立金	—	—	—	—	—
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	53				
うち経営努力認定相当額	—	—	—	—	—
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	0				0
当期の運営費交付金交付額(a)	1,231				
うち年度末残高(b)	0				
当期運営費交付金残存率(b÷a)	0%				—

注：単位未満については、四捨五入して記載している

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－1	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	内部統制委員会開催数 (計画値)	毎年度 3 回以上	－	3 回以上					
	内部統制委員会開催数 (実績値)	－	3 回 (第 4 期中期目標期間 平均値)	3 回					
	達成度	－	－	100%					
	モニタリング評価会議の 開催数 (計画値)	毎年度 4 回以上	－	4 回以上					
	モニタリング評価会議の 開催数 (実績値)	－	4 回 (第 4 期中期目標期間 平均値)	4 回					
	達成度	－	－	100%					
	事故防止対策委員会の 開催数 (計画値)	毎年度 12 回以上	－	12 回以上					
	事故防止対策委員会の 開催数 (実績値)	－	12 回 (第 4 期中期目標期間 平均値)	12 回					
	達成度	－	－	100%					
	虐待防止対策委員会の 開催数 (計画値)	毎年度 12 回以上	－	12 回以上					
	虐待防止対策委員会の 開催数 (実績値)	－	14 回 (第 4 期中期目標期間 平均値)	13 回					
	達成度	－	－	108%					
	感染症対策委員会の開催 数 (計画値)	毎年度 2 回以上	－	2 回以上					
	感染症対策委員会の開催 数 (実績値)	－	12 回 (第 4 期中期目標期間 平均値)	5 回					

	達成度	－	－	250%					
	情報セキュリティ職員研修会の開催数（計画値）	毎年度 1 回以上	－	1 回以上					
	情報セキュリティ職員研修会の開催数（実績値）	－	3 回 （第 4 期中期目標期間 平均値）	3 回					
	達成度	－	－	300%					
	内部監査の実施回数 （計画値）	毎年度 1 回以上	－	1 回以上					
	内部監査の実施回数 （実績値）	－	1 回 （第 4 期中期目標期間 平均値）	1 回					
	達成度	－	－	100%					
	運営懇談会の開催回数 （計画値）	毎年度 2 回以上	－	2 回以上					
	運営懇談会の開催回数 （実績値）	－	2 回 （第 4 期中期目標期間 平均値）	2 回					
	達成度	－	－	100%					
	第三者評価機関による評価（計画値）	3 年に一度実施	3 年に一度実施	－					
	第三者評価機関による評価（実績値）	－	前回は令和 3 年度に実施	－					
	達成度	－	－	－					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	第6 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。	第4 その他業務運営に関する重要事項 その他業務運営に関して以下のように取り組む。	第4 その他業務運営に関する重要事項 その他業務運営に関して以下のように取り組む。	<主な定量的指標> ・内部統制委員会の開催数 ・モニタリング評価会議の開催数 ・事故防止対策委員会の開催数 ・虐待防止対策委員会の開催数 ・感染症対策委員会の開催数 ・情報セキュリティ対策の職員研修会の開催数 ・内部監査の実施回数 ・運営懇談会の開催回数 ・第三者評価機関による評価の実施 <その他の指標> ・委員会に招聘する外部委員数	<主要な業務実績>	<評価と根拠> 評価：B 内部統制委員会を3回開催し、重要案件を審議する委員会等から、審議状況や内部統制の基本的要素の実施状況について報告があった。 また、モニタリング評価会議やリスク回避等に向けた取り組みについても計画通り実施できた。 施設利用者の基本的人権を守り、安全を確保するため、また法人としてのリスク回避・軽減を図るため、①施設利用者の事故防止対策 ②虐待防止対策 ③感染症予防や防災対策等に努めた。各対策委員会において計画どおり実施できた。 以上のことから、B評価とした。	【評価】 <評価に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>
	1 施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査すること。	1 施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査する。	1 施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査する。	<評価の視点> ・施設整備や改修については、必要性や経費の水準等について十分に精査しているか。	○令和5年度実施分 1 施設整備や改修等 令和4年度より繰り越された園内の外灯支柱の経年劣化による安全性の確保並びに各寮等の屋内の蛍光灯を、省エネ及び経費節減のためLED照明へ更新するとともに、実習生宿泊施設について、老朽化による環境改善のため外壁改修・トイレ改修等内装整備を行った。 ・交付額 165 百万円 ・財 源 令和4年度施設整備費補助金 ○令和5年度補正予算実施分 1. 寮舎等屋根防水工事 寮舎等については、50年以上経過しているものもあり、老朽化が進み、各所で雨漏りやそれに伴うカビなどのトラブルが発生し	<課題と対応> なし。	

	2 内部統制強化への取組については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえて、必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制が有効に機能しているか点検・検証を行うとともに、内部統制に係る事項について、役職員で認識の共有を図ること。	2 内部統制強化への取組については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえて、必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制が有効に機能しているか点検・検証を行うとともに、内部統制に係る事項について、役職員で認識の共有を図る。 〈具体的な取組〉 ア 内部統制の体制 役職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制について、内部統制委員会などの各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有するなど、更なる充実・強化を図る。 イ 業務の進行管理 継続的な業務モニタリングを通じて内部統制の仕組みが有	2 内部統制強化への取組については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえて、必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制が有効に機能しているか点検・検証を行うとともに、内部統制に係る事項について、役職員で認識の共有を図る。 〈具体的な取組〉 ア 内部統制の体制 役職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制について、内部統制委員会などの各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有するなど、更なる充実・強化を図る。 イ 業務の進行管理 継続的な業務モニタリングを通じて内部統制の仕組みが有	・内部統制強化の取組については、必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制が有効に機能しているか点検・検証を行うとともに、内部統制に係る事項について、役職員で認識の共有を図っているか。	ている。 これにより、入所者に一時的な待避などの影響が生じているため、施設利用者が安心して生活できるよう、改修を計画するものである。 2. 非常通報装置等更新工事 園内に設置している電話交換設備に接続されている非常通報装置が設置から50年以上経過し、法定耐用年数（25年）を大幅に超え老朽化が進んでおり、保守点検事業者からも機器の更新の必要性を指摘されているところである。 また、当該機器の生産終了に伴い、基板等の修理部品の調達が困難となっているため、更新を計画するものである。 なお、上記1、2の工事については、令和6年度に繰越し実施することとしている。 2 内部統制強化への取組 ア 内部統制の体制 令和5年度は内部統制委員会を3回開催（目標：毎年度3回以上）し、内部統制の推進体制を有効に機能させるため、次の取組について報告を行い、審議・検討を行った。 1）業務運営や利用者の健康・生命・生活等にかかる重要案件を審議する観点から選定した14の委員会から、活動状況及び審議内容について報告した。 2）内部統制の6つの基本要素（①統制環境②リスク評価と対応③統制活動④情報と伝達⑤モニタリング⑥ICTへの対応）の各部における実施状況について監査を実施し、その結果について報告した。 3）ハラスメント防止への取組等について報告した。 4）法人内のコミュニケーションの実態把握のため、全職員を対象とした「職員意識調査」を令和5年10月に実施し、令和6年3月に調査結果を取りまとめ報告した。 5）令和5年度からの「行動計画」の実施状況について報告した。 イ 業務の進行管理 各部より選出されたモニター（係長相当8名）による業務遂行状況について継続的にモニタリングを行った。 また、モニターと役員及び各局管理者による「モニタリング評価会議」を年4回開催（目標：毎年度4回以上）した。		
--	--	--	--	--	---	--	--

		効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うことにより、適切な業務遂行に努める。 ウ リスク回避・軽減への取組 のぞみの園の施設運営業務においてリスク要因への徹底した対応を図るため、施設利用者等に係る感染症予防対策や事故防止対策、防災対策、防犯対策等について組織的な取組を進める。	みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うことにより、適切な業務遂行に努める。 ウ リスク回避・軽減への取組 のぞみの園の施設運営業務においてリスク要因への徹底した対応を図るため、施設利用者等に係る感染症予防対策や事故防止対策、防災対策、防犯対策等について組織的な取組を進める。	この会議において、各モニターからの評価項目ごとの進捗状況の報告等に基づき業務の進行管理を行うとともに、評価結果等については園内LANを活用して広く職員に周知した。 【モニタリングの実施】 ・第1回 令和5年5月9日（令和4年度総括） ・第2回 令和5年7月25日（第1四半期分） ・第3回 令和5年12月11日（第2四半期分） ・第4回 令和6年2月29日（第3四半期分） ウ リスク回避・軽減への取組 事故防止対策委員会を12回開催し（目標：毎年度12回以上）、事故の検証を行うとともに再発防止に向けた環境調整や支援方法の見直しを行った。 虐待防止対策委員会を13回開催し（目標：毎年度12回以上）、利用者支援にあたる現場での身体拘束等の状況報告、支援に悩む事例への対応の在り方について等、小委員会を通して意見交換を行い、利用者の人権に配慮した支援の在り方等について現場での取組に繋げた。 利用者及び役職員の感染症の予防並びに感染症に罹患するおそれが生じた場合の対策等を協議・決定することを目的として感染症対策委員会を設置している。令和5年度は5回開催し、法人内における感染防止対策の情報共有に努めた（目標：毎年度2回以上）。コロナ5類移行後の対応については、基本的な感染対策を維持しながら、地域の感染状況に応じた対策を講じた。 診療所では、新型コロナウイルス感染症の予防及びまん延防止のため、国や自治体の指示に基づき新型コロナウイルスワクチン集団接種（6回目～7回目）を実施した。 実績：入所利用者 303 人、グループホーム利用者 67 人、職員 168 人 また、看護師、支援員等で構成する感染症対策推進プロジェクトチームが全役職員を対象に対面式でPPE（手袋、ガウン、マスク等の個人防護具）使用時の注意点、手洗いのポイント、生活寮におけるゾーニングシミュレーションを行い、感染対策技術の習得に努めた。 防災対策として、施設利用者及び役職員を対象とした総合防災訓練を令和5年11月に開催した。内容は、震度6の大地震により1ヶ寮で火災が発生したと想定し訓練を実施した。避難者は利用者128人、役職員141人で合計269人が参加した。 防犯対策として、緊急連絡網の掲示、防犯カメラの点検、夜間における通行規制を継続実施するとともに、警察署職員による防犯研修会を開催し、不法侵入者を発見した時の対処方法などを学		
--	--	---	--	--	--	--

		エ 業務内容の情報開示等 のぞみの園の運営状況や財務状況、業務の遂行状況等について、国民にとって分かりやすいよう情報開示を行う。 オ 効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるための監査実施 随意契約の適正化等の効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるため、内部監査を行うとともに監事及び会計監査人からの厳格な監査を受ける。 カ 新型コロナウイルス感染症等への対策として、感染症対策委員会を適時開催し、国や自治体の示す感染拡大防止のための方針に沿った対応を行う。 〈評価における指標〉 i 内部統制委員会の開催数を毎年度3回以上とする。 ii モニタリング評価会議の開催数を毎年度4回以上	エ 業務内容の情報開示等 のぞみの園の運営状況や財務状況、業務の遂行状況等について、国民にとって分かりやすいよう情報開示を行う。 オ 効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるための監査実施 随意契約の適正化等の効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるため、内部監査を行うとともに監事及び会計監査人からの厳格な監査を受ける。 カ 新型コロナウイルス感染症等への対策として、感染症対策委員会を適時開催し、国や自治体の示す感染拡大防止のための方針に沿った対応を行う。 〈令和5年度における評価指標〉 i 内部統制委員会の開催数を3回以上とする。 ii モニタリング評価会議の開催数を4回以上とする。	・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。	んだ。 エ 業務内容の情報開示等 ホームページにおいて財務諸表等の財務情報、年度計画や事業報告、監事監査や内部監査の結果等について適切に情報開示等を行った。 オ 内部監査の実施 内部監査について、令和5年度内部監査計画に基づき、以下の重点事項に基づきチェックリストを作成し、ヒアリング及び実地監査を行った。 【令和5年度重点事項】 ・支援・介護マニュアル集に基づく支援・介護、与薬ルールの実施状況の確認 ・個人情報の管理状況 ・情報セキュリティ対策の運用状況 ・法人文書の管理状況 ・物品の管理状況 ・利用者所持金の管理状況 ・出納員における現金管理状況 ・内部統制に関する基本的な取り組み状況 ・競争的研究費等の不正防止に関する取り組み状況 また、監査結果については、令和5年12月21日に開催の第2回内部統制委員会（理事長が委員長）で報告し、当法人ホームページに報告書を掲載した。		
--	--	---	--	----------------------------------	---	--	--

		とする。 iii 事故防止対策委員会の開催数を毎年度 12 回以上とする。 iv 虐待防止対策委員会の開催数を毎年度 12 回以上とする。 v 感染症対策委員会の開催数を毎年度 2 回以上とする。	iii 事故防止対策委員会の開催数を 12 回以上とする。 iv 虐待防止対策委員会の開催数を 12 回以上とする。 v 感染症対策委員会の開催数を 2 回以上とする。				
	3 情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行う P J M O を支援するため、PMO の設置等の体制整備を行う。 また、情報セキュリティ対策の強化については、「政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和 3 年 7 月 7 日サイバーセキュリティ戦略本部）を踏まえ、情報セキュリティポリシー等	3 情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行う P J M O を支援するため、PMO の設置等の体制整備を行う。 また、情報セキュリティ対策の強化については、「政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和 3 年 7 月 7 日サイバーセキュリティ戦略本部）を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係	3 情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行う P J M O を支援するため、PMO の設置等の体制整備を行う。 また、情報セキュリティ対策の強化については、「政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和 3 年 7 月 7 日サイバーセキュリティ戦略本部）を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係	・情報システムの整備及び管理を行う P J M O を支援するための P M O の設置等に向けた体制整備に取り組んでいるか。また、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備し、セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組んでいるか。	3 情報システムの整備・管理、情報セキュリティ対策 (1) 情報システムの整備・管理 PMO 設置に向け、既に PMO を設置した他の独法との情報交換会を開催し、体制整備の検討を行った。令和 6 年 3 月に検討の方向性をまとめ、情報セキュリティ委員会で報告した。 (2) 情報セキュリティ対策 ① のぞみの園において策定した情報セキュリティポリシー等について、その運用の周知徹底を図るため、新任職員及び全役職員を対象に、研修を 3 回行った。(目標：毎年度 1 回以上) 令和 5 年 6 月 29 日実施（新任職員対象） 令和 6 年 1 月 11 日～1 月 31 日実施（全役職員対象（WEB 研修）） 令和 6 年 1 月 11 日～1 月 31 日実施（全役職員対象（自己点検）） ② 内部監査については、令和 5 年 8 月から 12 月にかけて、総務部以下すべての部において、情報セキュリティ対策の運用状況について監査を実施（目標：毎年度 1 回以上）した。 ③ 情報セキュリティ分野における最新の動向を把握するため内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)、厚生労働省及び独立行政法人情報処理推進機構(IPA)主催のWEB 研修に参加し、情報収集を行った。 ④ 業務委託業者のうち、情報システムを用いて個人情報を取り扱う 5 社に対し、書面による検査を実施した。 ⑤ 実践的サイバー防御演習及び情報セキュリティインシデント対処の連携訓練を行った。 ⑥ 業務におけるLINE（ライン）の使用禁止の措置など情報漏洩の可能性のあるシステム等の使用に関して、情報セキュリティ対策に取り組んだ。		

	関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、これに基づき、セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。さらに、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図ること。	規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、これに基づき、セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。 さらに、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。 〈具体的な取組〉 ・情報セキュリティ対策の水準の向上を図るため毎年度職員研修会を開催するとともに関連の内部監査を実施する。 〈評価における指標〉 ・ 情報セキュリティ対策の職員研修会の開催数を毎年度1回以上とする。 ・ 内部監査の実施回数を毎年度1回以上とする。	規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、これに基づき、セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。 さらに、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。 〈具体的な取組〉 ・情報セキュリティ対策の水準の向上を図るため職員研修会を開催するとともに関連の内部監査を実施する。 〈令和5年度における評価指標〉 ・ 情報セキュリティ対策の職員研修会の開催数を1回以上とする。 ・ 内部監査の実施回数を1回以上とする。	・ 各数値目標について、所期の目標を達成しているか。				
	4 提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保については、適切なサービスの提供と業務運営の向上を図	4 提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保については、適切なサービスの提供と業務運営の向上を図	4 提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保については、適切なサービスの提供と業務運営の向上を図	・ 適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を受け	4 第三者からの意見等の聴取 ア 運営懇談会の開催 のぞみの園の業務全般について、第三者の立場からご意見をいただく機会の場として、のぞみの園がある高崎地域の様々な分野の委員から構成される運営懇談会を設けている。福祉や医療のほか司法関係者や、行政の方、自治会の方、保護者会の方などにご			

	るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施すること。 また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努めること。	るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施する。 また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努める。 〈具体的な取組〉 ア 運営懇談会の開催 総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域の代表者、保護者等から構成される会議を開催する。 イ 第三者評価機関による評価 第三者評価機関による評価を３年に１度実施する。 〈評価における指標〉 ・運営懇談会の開催回数を毎年度２回以上とする。 〈参考指標〉	るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施する。 また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努める。 〈具体的な取組〉 ア 運営懇談会の開催 総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域の代表者、保護者等から構成される会議を開催する。 イ 第三者評価機関による評価 第三者評価機関による３年に１度の評価を実施する。 （次回評価は令和６年度） 〈令和５年度における評価指標〉 ・運営懇談会の開催回数を２回以上とする。 〈参考指標〉	ているか。 ・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。	参加いただき開催している。 令和５年度においては２回開催（目標：毎年度２回以上）し、業務運営状況等についての説明のほか、各委員より意見を聴取した。 会議開催内容や議論の要旨については、当法人ホームページに掲載した。 （１）第１回 令和５年１０月２３日 （２）第２回 令和６年３月１８日 イ 第三者評価機関による評価 （ア）次回評価は令和６年度 ＜参考指標＞ ・委員会に招聘する外部委員数 ・苦情解決・要望等受付実績報告会 １人 ・虐待防止対策委員会 ２人 （参考指標：・委員会に招聘する外部委員数（苦情解決・要望等受付実績報告会（２人）虐待防止対策委員会（３人））		
--	---	--	--	---	--	--	--

	・委員会に招聘する外部委員数 ・苦情解決・要望等受付実績報告会（毎年度２人） ・虐待防止対策委員会（毎年度３人） 第５ 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画 １ 予算 別紙１のとおり ２ 収支計画 別紙２のとおり ３ 資金計画 別紙３のとおり 第６ 短期借入金の限度額 １ 限度額 ３１０ 百万円 ２ 想定される理由 （１）運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足に対応するため。 （２）予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。 第７ 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	・委員会に招聘する外部委員数 ・苦情解決・要望等受付実績報告会（２人） ・虐待防止対策委員会（３人） 第５ 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画 １ 予算 別紙１のとおり ２ 収支計画 別紙２のとおり ３ 資金計画 別紙３のとおり 第６ 短期借入金の限度額 １ 限度額 ３１０ 百万円 ２ 想定される理由 （１）運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足に対応するため。 （２）予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。 第７ 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		・短期借入金について 短期借入金は生じていない。 ・不要財産の処分について ＜固定資産の減損について＞ ・減損を認識した固定資産に関する事項 該当なし		
--	--	--	--	---	--	--

		なし	なし				
		第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし		・重要な財産を譲渡、又は担保に供すること 該当なし		
		第9 剰余金の使途 1 職員の資質の向上のための学会、研修会等への参加及び外部の関係機関との人事交流 2 施設・設備及び備品の補修、整備並びに備品の購入 3 施設利用者の個別支援計画の適切な運用や地域における支援体制づくりなどの地域移行の取組み 4 退職手当（依願退職等）への充当	第9 剰余金の使途 1 職員の資質の向上のための学会、研修会等への参加及び外部の関係機関との人事交流 2 施設・設備及び備品の補修、整備並びに備品の購入 3 施設利用者の個別支援計画の適切な運用や地域における支援体制づくりなどの地域移行の取組み 4 退職手当（依願退職等）への充当		・剰余金 該当なし		
		第10 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 （1）方針 のぞみの園の将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めるとともに、研修や人事交流等を通じた人材育成を図る。	第10 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 （1）方針 のぞみの園の将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めるとともに、研修や人事交流等を通じた人材育成を図る。				

		(2) 人員に係る指標 期末(9年度末)の常勤職員数を期首(5年度当初)の91%とする。 (参考1) 職員の数 期首の常勤職員数 172 名 期末の常勤職員数の見込み 157 名 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 6,385 百万円 2 施設・設備に関する計画 施設・整備の内容 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に関する施設・設備 予算額 385 百万円 財源 施設整備費補助金 (注) 金額については見込みである。 3 積立金処分に関する事項 なし	る。 (2) 人員に係る指標 常勤職員数について年度当初及び年度末の見込みを次のとおりとする。 (参考1) 職員の数 年度当初の常勤職員数 172 名 年度末の常勤職員数の見込み 172 名 (参考2) 人件費総額 令和5年度の人件費総額見込み 1,310 百万円 2 施設・設備に関する計画 施設・整備の内容 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に関する施設・設備 予算額 147 百万円 財源 施設整備費補助金 (注) 金額については見込みである。 3 積立金処分に関する事項 なし				
--	--	---	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報